

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成29年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成29年9月20日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

10番 津本・光…………… 203

1. 町有地の賃貸借契約と町長の政治倫理について
2. 国保税と介護保険の改定と今後の見通しについて

3番 下崎弘通…………… 227

1. 町長の政治姿勢について

7番 曾根和仁…………… 234

1. ふるさと納税の方針について
2. 外部の視点を取り入れた観光まちづくり
3. 若い世代の声を町政にどう反映させるか

1番 荒尾典男…………… 251

1. 町長の言動について
2. 補助金の効果と検証

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒尾典男	2番 左近誠
3番 下崎弘通	4番 中岩和子
5番 石橋徹央	6番 金嶋弘幸
7番 曾根和仁	8番 引地稔治
9番 亀井二三男	10番 津本・光
11番 森本隆夫	12番 東信介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町 長 寺本眞一	副町長 植地篤延
消 防 長 阪本幸男	参 事 矢熊義人 (総務課長)
教育次長 寺本尚史	会計管理者 榎本直子
病院事務長 下 康之	税 務 課 長 三隅祐治
住 民 課 長 田中逸雄	福 祉 課 長 塩崎圭祐
観光産業課長 在仲靖二	建 設 課 長 楠本定
水 道 課 長 村上茂	総務課副課長 仲紀彦

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長 網野宏行
事 務 局 主 査 青木徳之

事務局主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いをいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただけますようよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

それでは、質問通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、前回の議会でも質問をさせていただきましたが、越瀬にある石油タンクの貯蔵所の問題について再度事実経過から確認をしていきたいと思いますが、町有の貸借物件については6月議会で私も質問しましたが、改めてここで事実確認をしたいと思いますが、平成22年7月に町有地の貸し付けについての申し入れがあったという町の説明です。私のほうで調べましたが、その中で出ましたのは23年4月12日、越瀬の町有地の工事についてと振興局の建設部に建築計画が出されました。そして、4月22日、県からの建築許可がおりてますが、この事実について確認をしたいと思いますが、これで間違いないでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

この越瀬の土地に関して、議員おっしゃられるとおり、平成22年7月に町有地の貸し付けについて申し出があり、貸し付けの協議が始まっております。また、平成23年4月に建築確認申請が町に提出されてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） その件、前回の定例会のときの町長の話では、4月22日、町を経由して確認申請と答弁されてるんですが、私が調べた中身は、ここにちゃんと領収書もついておりますが、これ県のほうに開示請求をしてまいりました。そこには4月12日に申請がされてるんです。これ町長の前回では、4月22日に町を経由して確認申請と答弁されてるんですが、こちらあたりはどうですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 平成23年4月12日に町の担当課のほうに提出されてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 4月12日に町のほうに提出されてるんですか。それもう一回確認します。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 23年4月12日に町の担当課のほうに提出されてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、そのまま県のほうに行ってるということで解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 4月12日に建設課のほうで受理しまして、その後確認申請意見書を建設課のほうで作成して、税務課、住民課、総務課、消防本部へ合議いたしまして、4月14日、新宮建設部のほうへ経由進達をさせていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これで調べたら受け付けが12日になってるんですよ、総務調整課で。平成23年4月12日になってるんです。ここはどうなんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課のほうでは4月12日に受け付けておりまして、建設部も同様の扱いかと思えます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の話の中で、それがすぐ消防署等の連絡、いろんなことが調整が入っていますが、これはまた後で言いますけども、消防署はまたずっと後ですよ。そのときに入っていないと思いますが。そこをもう一回確認します。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 12日に合議を行っておりまして、新宮建設部に進達した段階では消防本部の同意済みであると思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこもおかしいんですね。消防署の同意済みって、消防署に出されてるのは6月6日付です。そして、申請があった危険物の貯蔵所の許可について、これ6月16日におりてるんですよ。ちょっと事実と違いますね。

○議長（中岩和子君） 消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） 今建設課長が申しました消防同意につきましては、平成23年4月13日に同意をしております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それは、また後で確認したいと思います。

そしたら、申請書類も出てないのに確認がおりるんですか。それ確認します。

○議長（中岩和子君） もう一度質問。

○10番（津本・光君） 指令書で、これ消防署にいただいたんですが、6月6日付で申請があるわけですよ。16日に許可がおりてるわけです。そしたら、こういう申請が出ない段階で許可がおりるわけですか、危険物を扱うときでも。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 確かに4月22日に和歌山県の建築主事から確認済証が交付されてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ちょっと事実と違う。今消防署のほうでその説明があったから、もう一回改めて聞いてるんです。これ指令書です。これ私消防署でもらってきたやつ。これは6月6日付です。6月16日に許可がおりてるんです。今までのこの間の説明では、建設課から連絡があったんで許可しましたという話ですよ。書類もなしでそういうことができるんですか。それを確認します。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課としましては、建設部のほうへ経由進達を行う業務でございますので、経由進達ただけでございます。

以上でございます。

[10番津本・光君「いや、ちょっと、それでは答えにならないですね。僕は事実に基づいて質問してるんです」と呼ぶ]

○議長（中岩和子君） はい。

[10番津本・光君「確認してください、ちゃんと」と呼ぶ]

〔「建築確認と危険物の確認と別物やろ、それ言うたったらええんや、建築確認と許可が違うんやろ」と呼ぶ者あり〕

〔10番津本・光君「いや、建築確認もずっと後でしてるんです、建築場所の確認も後でしてます」と呼ぶ〕

ちょっと整理してもらおう。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時40分 休憩

9時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） お答えいたします。

先ほど建築確認の同意の件のお問いをいただきました。

消防本部といたしましては、この件の危険物設置申請、この工事を行っていいですかという申請につきましては23年6月6日に申請を受けてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それで、4月22日に県のほうでは許可がおりたと。そして、工事の着手予定は平成23年5月10日、それから完了予定が8月1日。工事のほうは、天候の関係やらいろんなこともありますので、おくれでしょうがないかなと、予定どおりにはいかないと思いますが、ただこの事業所との、K社ですが、那智勝浦町が契約したのが6月1日ですね。それ間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

平成23年6月に賃貸借契約を結んでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そして、先ほど確認の立ち会いとかというのが出てきましたが、これ23年6月8日にしてるんですよ、町の立ち会いによる現地確認。これ答弁でこの間言われました、6月の議会で。だから、これもちょっと先ほどのでいろいろ食い違う。現地確認で確認申請するときに確認、そういう意味と同じなんかどうかはわかりませんが、そういうことで23年6月8日に町の立ち会いによる現地確認してる。だから、もう契約をする前にこのK社との話はもう既に動いてるんですね、県のほうに申請出して。こういう手順でよろしいんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 確認申請につきましては、土地の登記簿とか土地の取引に関する契約書の添付の必要がございませんので、契約前に申請手続は可能でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、そういうことの中で5月10日から工事予定、着手と、こうなってるんです。完了予定もはっきり書かれてる。これが町との契約は6月1日。この手順でよろしいんですかって聞いてるんですが、もう一回確認します。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 先ほど建設課長も答弁したとおり、特にこの手順で問題はなにかと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 手順は私も聞きましたよ。町の契約がこうしてるわけでしょう、6月1日に。それがあって、県との話でいいですよと、消防署のほうもそれでいきますよと。県のほうに許可をとるのではないんですか。もう一回確認しますが。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 先ほども答弁したとおり、建築確認というのは建設予定地である土地のことを審査するのではなくて、当該建築物等の建築基準法への抵触がないかを確認するものになってございます。今回の手順については、特に問題はなかったと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこだけ時間をとってもあれですので次に移っていきますが、この資料が、町の、これも僕はおかしいと思うんですよ。だから、何かそういうところで手順が違ったり、さっきの事実確認もそうですが、いろんなところでこの事実と違うことが先行してるような気がしてかなわないんです。

もう一つ、これ前回の6月議会の分です。町長が私の質問にこう答えてるんですよ。これは、私の質問に対して、答弁の際に議場が中断しまして、それで控室で話をしました。その結果、その後で出された町長の答弁なんですが、詳しいことを言えるのであれば、それは皆さんの誤解も解けるかもわかりませんが、それをするといろんな人を呼んできて証言してもらえばええことだと思うんですけども、それをするといろんな波紋が起こるであろうから、私もそういう面では控えて答弁させていただいております、こういう文言があるんですよ。そうすると、先ほどのような事実経過のことも含めて、やっぱりいろいろ疑問が出てくるんですよ。そして、その中で町長はどう言うてるか、そういうことも含めて我々としては公平にっていう、これは政治判断と前にも言いましたように、行政判断とはまた違いますということになります。何もかも全てがしゃくし定規の基準の中でやっていくのであれば、別にそういうこと

は可能かも知れませんが、ある意味では政治判断をしなくてはならないというのが私のトップの責任でもあろうかと思えます。これどういう意味で言われたのかちょっと理解がしにくいので、もう一回説明していただけますか、町長のほうから。名前は言わなくていいですよ。いいんだけど、その政治判断をしたということに至る状況を。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時、当事者のほうから聞くと、現場の同意とかいろいろなことを解決をつけてからってということで、そのときに手順としては、最終的にはいろいろな問題が発生したときには弁護士さんまで行ったということであったかと思うんですけども、ただ私としては当時、東北の津波震災の関係上、何がっていうと、燃料が確保できていなかったことに物すごく地域で混乱が起きたということがテレビでも報道されたとおりでございます。そういう中で、南海トラフ、東南海・南海・東海の三連動とかいろいろな地震がこの30年中には確率的には70%で発生するというような中で、我々としてもその対応ということはどういうふうにして燃料を確保するかと。燃料がなければいいっていうのであれば、そういうことはなかったんですけども、当然行政としては私の判断で災害のいざというときの燃料確保ということは先見の考え方であったと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 多分それは最初のほうの判断でしょうね、多分ね。6月ぐらいの判断だと私は思うんですが、防災上の問題というのであれば。今弁護士さんの名前も出てきたですね。弁護士さんのそういう動きっちゃうのはもっと後ですよ、弁護士さんの動きは。防災上の問題があるので、越瀬の土地に持ってきたということで考えてよろしいんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 6月のこのときにどういうことがっていう中で、うやむやとしたということがあったんで、今先に答弁させていただいたわけでございます。そういう中、前から言えますように、我が町の災害が起きたときの燃料確保ということが、もう議員がそんな必要ないんやと言うのであれば……

〔10番津本・光君「そんなこと言うてへんがな、関係ないこと言いなさんな、そんなこと言うてへんがな」と呼ぶ〕

そういうことも考えられるかも知れませんが、私としてはそれが一番東北の教訓になっておることから、相手方の業者のこういう申し出があったときには、ぜひともそういう優先の燃料使用权を得るということが我々の町にとっても最優先課題の一つであったんじゃないかなと、私はそう思って判断をさせていただいたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 町のほうに抗議書が出てきたのは8月1日ですよ。弁護士さんこっから動いてるんです、この後で。今の町長の答弁とはちょっと違うんですよ。防災上の問題である、僕はそりゃ大事なことだと思うんですよ。だけど、勝手に言うてないこと言わんといてくださいね。わかりますか。私が言うてもないことを何であなたはそうして言うんですか、決め

つけて。おかしいですよ、それ。ちょっとこういう失言は取り消させてください、議長のほうから。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） いや、私は答弁上、そういう答弁しましたけれども、だったらこの問題について私が政治的判断したということに対しては、異論がないところじゃないかなと思うんです。先ほど言いましたように、弁護士というのは、一連の6月の流れの答弁の中で、今思い出しましたけれども、いろいろな苦情とかそういうのがあって、中断した理由のことについての中での話だったと思うんです。その中でここで言いますいろいろな人を呼んできて、証言してもらえばええことだと思うんですけれども、それをするといろいろな波紋が起ころうから、私もそういう面では控えさせて答弁させていただいておりますということの結果をまずそこで言ったわけで、ただこの政治的判断との折り合いの中で言ったわけではございません。ただ、そういう一連のこの6月の質問の中でそういう流れになっていたのを今言わせていただいたわけで、別の問題でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私がこの話を出したときに、油が要らないから、あなたがそう思うのであれば、そういう答弁の仕方をしなさんと思うんですよ。ほんで、もし防災上の問題で大事であるんならば、ここ1社だけですか、声かけたのは、この土地を提供することについて。ほかの石油会社は連絡しましたか、とってますか、声かけてますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時そういうことはしておりません。ただ、うちとしてはセルフのスタンドばかりで、あるとしたらあと浜ノ宮にある石油のところでございます。そういうところの申し入れがあるのであれば別ですけど、今までそういうことがなかったので、1社が申し入れしてきたことに対して決断をさせていただきました。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） いや、防災上の判断として、今一つの例として政治判断のもとでこれ出されたんですよ。勝浦の湾の中にほかに危険な場所ないですか、タンクで。町長に聞きます。わかりませんか。そしたら、あそこの湾内にある\_\_\_\_のあのタンクどんなになるんですか。あれのほうが危ないん違います、防災上からいうたら。油を確保するよりもあれのほうが危ないん違いますか、上にあるんやから。そこはどういうふう考えたんですか。1社から申し入れがあったから受け入れたというので、防災上の問題としてあなたは燃料確保と言うたんですよ、防災上の問題で。燃料確保だけの問題じゃないですよ、防災は。あれを見たらわかります。火災発生してるわけだから。そこをどう考えてるんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） \_\_\_\_\_の湾の中にあるタンクは、漁船用の私は漁船に入れる燃料のことだと思っております。A重油の関係かなと、そのように思っております。契約した当事者のスタンドの関係では、宇久井のところに給油所の配送所があったんですけども、そこが廃止に

なるということで、その手当てをしなければいけないという向こうの考え方もあったと思いますけれども、我々としてはそういうところを確保するのに、災害のときには燃料の十分な利用をできる協定なりを契約の中に入れておりますけれども、そういう中の観点から契約を結んだわけでありませう。

○議長（中岩和子君）

10番津本君。

○10番（津本・光君） それは、やっぱり事実を知ってもらうために言うてるんですよ、そのタンクがあるというのが。そのほうが危険でしょう、防災上の観点からいうたら。タンクの問題は、何も給油だけの問題じゃないですよ。給油だけのもし問題で言うんやったら宇久井のあそこで十分ですよ。もともとは置いてあった。さっきも宇久井が出てきましたよね、廃止なるって。そうでしょう。ちょうどこのときに国からいろんな基準が出されてきて、全部改修せいということになってるんですよ。だから、あそこも立て直しが必要か別のところにするかが必要になってきたんです。この関係でガソリンスタンドは大分廃業に追い込まれてるんですよ、廃業に。だから、あそこにもし防災上の問題でというんであれば、あその石油タンク当然考えないかんし、燃料の確保というんだったら、あの中に入れてどんなして燃料確保するんですか。トンネル2つあるんですよ。あの東北の大震災のときにあの瓦れきの山見たですよ。御存じでしょう、町長。あの瓦れきがトンネルの中にこっち側に全部、越之湯あたりにあの建物のやつも入ってきたら、そんな燃料の確保どころじゃないでしょう。だから、つじつまが合わないんですよ。だから、防災上の問題というんであれば、向こうの当然湾内にあるものを、それも考えないかん。タンクの給油が必要だからというたら、置く場所を考えないかんですよ。だから、ここで僕はそういう意味での政治的判断はほんまに働いたんですか。ちょっとそこを聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員のおっしゃるように、そういう観点で物を見られたら、もう全てがノーという答えになってしまうように私は思います。ただ、そのときにトンネルの中に瓦れきがたまつたといえ、手ででも寄せれるか、もしくはみんなの力を。色川のどこまで仮にそれを設置したとしてんやったら、市野々のどこに設置したんだつたとしたら……

〔10番津本・光君「そんなこと言うてないやん」と呼ぶ〕

そんなこと言うてないっていうよりも、私はあのときはあそこが一番ベストだと思ったからそういう判断をさせていただきただけで、いろいろな観点を、右のほうから見たらこう言えるし、左のほうから見たらこう言えるっていうようなこういう問答じゃなくて、元来燃料が災害のときにあるべきかないべきかということが私は一番先決かと考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） あなた自身が今口で言うたんです、自分の。宇久井のタンクが廃止になるから、ほかに場所がないかということであそこ提供したと今言うたじゃないですか。そうでしょう。これも一つの事実ですよ。防災の問題もあるかもしれませんが、これを動かしたらここに持ってくる背景にはこれがあるんですよ。このときはほんまに新宮でもガソリンスタンド閉鎖になってます。浦神のほうでもありますね、那智勝浦町にも。古座川のほうに行ったらもっとですよ。奥のほうなんか行ったら余計です。古座川の奥のほうに行ったらガソリンスタンドあったやつがなくなってるんです。それで今どんなにしていこうかということをおもひながら考えてる。そういうときにこのタンクの廃止の問題も出てきてるわけですよ。これは国の方針だからそうやってきたんですよ。そのときにあなたの政治判断がそれですかって私は聞いたんですよ。だから、政治判断はどういう政治判断を下したのかということをおもひながら聞いてほしいです。それ質問します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） もう何遍も答弁させていただいてますように、防災上、災害のときの備えのために判断をしたわけでございます。国の制度の中でああいう油槽所の問題等については、私はそこまでは関知することもできませんし、おのおのガソリンスタンドの経営についても、どのような形でやっていくかというのを我々としては関知するところでもありません。ただ、我々としては将来的に起こった場合、燃料の確保ということは第一優先的な発想の中でやらなければならないと考えておりました。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 政治判断のあなたの説明は違うんですよ。だから、最初に読んだんです、私、前回のやつを。我々としては、まず公平にという、これは政治判断の前に言いましたように、行政判断とはまた違いますということでもあります。何もかも全てしゃくし定規の基準の中でやっていくのであれば、別にそういうことは可能かも知れらん。その理由として、最初に言いました、いろんな人を呼んで証言してもらわないかん、これがあるんですよ。そのためにあなたは政治判断したわけでしょう。それ聞いてるんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 前回に言ったとおりでございます。

〔10番津本・光君「いやいや、答えになってない」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私うそ言うてるんじゃないです。あなたの答弁に基づいて聞いてるんです。これ違うじゃないですか、そしたら、違うじゃないですか。いろんな人が出てきてややこしくなるから、そういう行政的な政治判断をしたというのがあなたの前の答弁ですよ。今の話とは違いますやん。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのいろいろな人と話ししてというのは、前段のところいろいろと苦情があったり何あったりと、そういう中で中断した件について、いろいろなことが当時どうだった

たかということの中で、私としてはこういうこともありましたよ、近隣の人でこういうことを言うてくれた人もありましたよというようなことは避けたいから、こういう前回の答弁になったということでもあります。それをすりかえてそういうふうにして私が公平、公正っていうような部分じゃなくて、地域の同意を得なければ我々としてはそこに契約することはできないということで、相手方はそういうことを知りながら説得をし、また弁護士さんにも頼んでいろいろなことを解決して、その後はいろいろな苦情はなく、ちょっと1カ月ぐらい工事がおくれたということでもありますけれども、完成したということでもあります。今言うように、私はあくまでも災害が起きた場合の燃料確保ということを最優先して決めたということは、これは変わりはありません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 地域の同意も得てと、これも前のときも質問しましたけど、そういう指導が必ず入ってるんですよ、こういう危険物を扱う前には。だから、そのことを得てなかったから問題であって、私は公文書をいろいろ読ませてもらいましたが、これは何も政治判断することじゃないですよ。行政側がこれを答弁して説明すればええことですよ。何も政治判断は要りません。誰がどこでどう言おうが、そりゃ地域の方は不安になったらいろんなことを言いますよ。そのときに行政がそれに対して丁寧に説明する、これは行政の責任じゃないですか。住民の同意、納得を得るということが、こういうことの場合は必要なんだから、これは当たり前ですよ。それを何も大きなあれして言う必要ないですよ。これは当たり前ですよ。これ読ませてもらいましたが、このことに対して政治的な判断するのはないですよ。行政的な判断でこうしましたときちんと住民に納得いくように説明したらいいんじゃないですか。それしてないから問題だと言ってるんですよ。これ8月1日ですよ。だから、今言うたように、住民からのいろいろな声で出て、工事もストップした。その上で今あなた言いましたね、弁護士さんにも頼んで。あなた頼んだんですか。もう一回聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは、相手の業者の方が頼んで、その解決をつけていったということでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、あなた割といろんなことを適当に言われるんでこっちも困るんですが、こういう文書を出されたときに、これに対して誠実に答えたらええわけでしょう。何も問題ないですよ、私に言わせても。先ほどのタンクの話で言いましたが、あの当時はみんなそれぞれがほんまにタンクの改修で大変なんですよ。そのために首になった人もおるんです、その営業所。私も当時はちょうど紀南労協で労働相談員をしてましたんで会社のほうとも行って交渉もし、弁護士さんとも行って話をし、そういう中でこのタンクの問題が出てくるんですよ。このタンクの先ほど町長が廃止になるからどこかにええ場所、ほいで町有地を提供したわけでしょう。違いますか。もう一回聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あそこでガソリンスタンドをするというわけじゃなく、そこに備蓄ってい  
うんですか、油槽のタンクを据えて、そこから配送するというのが当時の話だったと思うんで  
す。議員言うように、みんなタンクを入れかえてどうのこうのと、ほかでもあったんか知りま  
せんけれども、それはガソリンスタンドを運営していく上では、あのタンクも何十年かに一回  
はやりかえなければいけないという寿命の関係もあるというのを聞いたことはあるんですけ  
ども、そういう中で私は政治判断何というより、あなたが公平性に欠けるじゃないか、何にか  
けるじゃないかということに対しては、私の政治的判断をやったというだけで、それが公平に欠  
けるのであれば、あなたがそういうふうに考えるんだといたらあなたの考え方であって、私  
としては十分に燃料確保ということは大切やねという皆さんのお声も聞いております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、それはガソリンスタンドのタンクって、そこに置いてあるタン  
クの問題だけじゃないんですよ。そういう事例が全国的に起こって、そのためにタンクを入れ  
かえないかんという事態が起こってるんです。ここだけじゃないんですよ。それを言うてるん  
です。だから、そのときの政治判断が、先ほど言ったように、いや、いろんな人が出てくるか  
らということで判断をされてる。だから、説明したってあなた前から言うてるけれども、それ  
ではさっぱりわからんですよね。説明責任ないですよ、それは。

次、その中で、そしたらその町有地の賃貸借、これ行政判断でしたら済むことでしょう。そ  
れなかったらおかしいですよ。そこで、先ほどあなたは政治判断と言うわけですけども、こ  
れ町長自身もしゃくし定規にいかないからそうしたんだというふうに言うてるわけですが、行  
政判断で済むことが何で政治判断が要るんですか。この要望書見たってわかりますよ、これ。  
これで町が説明したらええことやから。できてなかったら謝ればいいんですよ。住民説明会が  
十分できてなかったら謝って、どうしたらええかということをおもひで相談したらええん  
ですよ。そういうことを抜きにやって、あなたの今の答弁だったら町民のほうが悪いとい  
うことになりますよ。だから、そこで当然行政には判断の基準がありますから、そうですよ  
ね。そこで  
どういう町として貸し付けをしたんですか。それちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 町民をばかにしたとかそういうことは一切ございませんし、私は町民を差  
しおいてということも一切しておりません。ただ、町長としての立場であれば、当然そういう  
判断をしても構わんのじゃないかというわけでございます。ただ、先ほど来いろいろな人と語  
弊を生むとかいろいろな波紋があるというのは、あくまでも前回の質問の中では地域の人とこ  
んな話が折り合いついてなかったやないかという問題について、相手方はこういう解決をし  
ましたよという話をしただけの話で、あの人がこう言っていました、この人がこう言ってい  
ましたという、賛成的な人、反対的な人もあったんかもわかりませんが、賛成的な人がこ  
う言っていましたって言うたら、一字一句そういうふうなことを誰々がどう申してましたとい  
うようなことは避けたほうがいいという判断で、この6月の答弁になったわけでございま  
す。この部分だけで見ますと、政治的判断するのについていう判断の材料にこれはしたわけじゃござい



ら、この条例の中に、例えば危険物取り扱いの場所に対して、こういうことで基準がないから、早急に必要だというような場合、こういう基準のないとき、法令に規定のない問題、これに対して責任を持って政治家が判断して方針を決める、これが政治決断。この中でそういうあれありますか、ないですよ。政治判断をしたという言葉あなた自身が使うのは間違いなんですよ。そこはわかつかないかん。政治判断して方針を決めたわけですから、私はあなたがそのときにどういう方針を出したんですかと聞きたいんです。この交渉やいろんなことを踏まえて、人とのいろんなやりとり、どういう方針を決断として出したんですか。それで、もしどっかの課に指示を出したとかというのであれば、例えば総務課にこういうことを検討しなさいとか建設課のほうにこういうことを検討しなさいというんやったら、その指示を出したことを言うてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時その当事者の業者の方が総務課なり行って、いろいろな申し入れをやっていたというところでございます。そういう中で、最終的には私のところに来たので、私がそういう判断をさせていただいたということでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 判断した、判断したというけど、だから、どういう判断をして、どういう指示を出したかというのを聞きたい。判断をしたから指示を出すんですよ、これするなとかこういうふうにせえとか。それを聞いてるんですよ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） だから、総務課の中でどういうふうな方向で進めるかという議論があったとは思んです。そういう中では最終的に私がどういうことを条件に入れ、こういうことになれば、うちとしても貸すのも妥当ではないかと私が判断したわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、その低額で貸すという判断をあなたがしたわけやね。そういうことですね、確認します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 低額で貸すという部分については、担当課のほうにこの金額はどういう根拠で出しているんだということは指示をして、担当の総務課の中でこういうのが通常の行政の賃貸契約の基準にしていますという資料を提示していただいて、私としてはその金額が妥当なのか、もっと高くはならんのかと言うと、これが妥当な線でございますというのが当時の担当課の説明でございました。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、それであなたの政治判断がそこへ働いたということがこれではっきりしました。だから、部局が動くけど、動くからそういう紹介があったのかどうかは知りませんよ。だけど、最終決断は町長ですよ、やっぱり。危険物の貯蔵所が砂利を置く場所と同じ値段ですか、貸し出すときに。しかも、それが周りに民家がある。危険物ですよ。これ同

じ扱いになりますか、ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 貸付料の算出基礎についてですけれども、普通財産の貸し付けにつきましては町財務規則及び、今回の場合は和歌山県の公有財産事務規程に基づく普通財産の貸付料算定基準に基づいて貸付料を決めております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、和歌山県のほうでは危険物を取り扱う物件が雑種地と同じ扱いだということになってるわけですね。それ確認します。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 算出根拠ですけれども、固定資産評価額をもとに今回も算出しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 固定資産額って、それでは話にならないですよ。私が聞いたのはそんなことじゃないんですよ。危険物取り扱いを設置する場所が普通の雑種地と同じ扱いになるんですかと聞いてるんです。例えば別のところで、これも前のときに言いました、トロ箱を置いてるところがある、マグロの。これのほうは1坪の単価は高いんですよ。倍するんです、そういうところのほうは。固定資産の関係でそこがええ場所だから高い、これだけですか。危険物をそういうところで取り扱うときに何ら配慮ないんですか。もう一回聞きます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

普通財産の貸し付けにつきましては、危険物等そういうようなもので判断はしてございません。今回の場合ですけれども、油槽所建設用地ということであることから、減額せずに宅地扱いとして計算してございます。地目は確認しておりませんが、その地目は雑種地であるのかなとは考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこは宅地と雑種地になってます。本来なら宅地だったら宅地で一本化になると思うんですけど、外側の通路のところはちょっと空き地が通路の間にあるので、それは雑種地になってるんですよ。埋め立てたところが宅地になってるんです。この危険物がそういう扱いというのは、しかも民家が近くにあるようなところに埋め立てられるときに、そういうぐあいの雑種地の扱いで済むんですかって聞いてるんです。先ほど言ったように、ちょっと場所が便がよければトロ箱を置くところであってもこの倍の値段で貸してるんですよ。坪ここ54円何ぼですわ。トロ箱置き場は1坪100円です、一月貸すのに。これが公正な手続ですか、公正ですかということを僕は聞きたいんです。だから、先ほど言ったように、町長の判断がそ

こできいてるわけです、政治的判断がきいてるわけです。僕はこんなただ同然で、年間270坪が17万円ですよ。もう一回聞きますが、この町有地を貸し付ける根拠はどういう理由で貸し付けをしてるんですか。説明してください。前にもそれは聞いてますので、町有地が何で貸し付けに出されるのか。それ前も聞いてますので答えてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 普通財産に関しましては、貸し付けの要望がある段階でこちらで判断して貸し付けを行っております。今回の場合も、普通財産ということで要望があったということで、協議しながら適正かどうかを判断して貸し付けてございます。

貸付料の算出に当たってはですけれども、先ほども言いましたとおり町財務規則、また今回の場合は和歌山県公有財産事務規程に基づく普通財産の貸付料算定基準に基づき、貸付料を算定してございます。算定料の基礎となりますのは、固定資産税評価額をもとに算定されております。また、固定資産税算定ということで、地目等宅地であれば宅地、また雑種地であれば雑種地の貸付料の算定になりますけれども、今回は一部議員さんおっしゃられたとおり雑種地というところもございましたけれども、雑種地で算定せずに、油槽所の建設用地であることから、宅地並みということで宅地のほうで算出してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 総務課長に、あなたはその当時はここでやっておられないんでこういう質問になって申しわけないと思う。一応ここらあたりのことは当事者ですから、ずっと石油会社とも防災上の観点で契約結んだりしてますから、僕は町長に聞いてるんですが、町長のほうはそういう答えをされずに部下に任せてという形の返事になってるんだろうと思いますが。そやから、そういうやつをあなたが政治判断というか、270坪の、これも前回は言いました、宇久井の土地で、自動車教習所の土地、あれ確かに町が買うて貸してるもんですが、あれだって年間800万円でしょう。これやったら遊休で遊んでる土地を有効活用で自主財源に充てる、これだったらいけますよ。これ総務課長、申しわけない、前のときに答えてくれたけど、その自主財源に生かすというその答弁を前はいただいています。そういうことなんだと思うんですよ。自主財源に生かす町有地を貸す場合に、しかも危険物を扱うやつに、そういう雑種地扱いのやつで貸しますか。そこが問題だと僕は言ってるんですよ。普通、自主財源を確保するためだったら、何百万円だったらわかります、100万円でもええ、だけど年間17万円ですよ、270坪の土地が。あそこへ仮に町の、僕はいつも思うんですが、那智勝浦町に人が入ってくるときに、バスターミナルのあそこで皆さん車とめる。ことしの夏に行ったら、車が周り取り囲んでとまってるっちゃうんですよ、場所がないから。それやったら、ああいうところを無料で提供して、ちょっと不便けれども歩いていってもろうて、町の中歩いてもろうたら、買い物屋さん、魚屋さんもある、そういうところを通っていかないかん、買い物もできるじゃないですか。だから、そういうところにむしろ活用ができるのであれば、ああいうちょっとへんぴなところですが無料で提供するとか、大体太地でしたって土地、駐車場を貸すときに無料で提供してるとか泳

ぐのもただやかとかという、だから無料で提供してるとこ結構多いんです、最近は。だから、そういうことに使うことであって、危険物を取り扱うようなところが年間17万円、これおかしいんじゃないですか。僕はだからこれ見て、町長の政治判断でこういうふうにして、町有地、あなたのもんじゃないですよ、町民の財産ですよ。町民の財産が町長の判断で安い土地で提供できる、これしたら行政ゆがめられますよ。違いますか。それを私は伺いたい。だから、あなたのそういうあれで行政がゆがめられてると、私はこういう認識になるんです、違いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員が言うのは、私どもは当然ほかの自治体の関連も見るときにはそういう判断は担当課が下したんだと思う。自動車学校の土地の件については、当時場所を設定するのに……

〔10番津本・光君「いや、だから、それも言うてますやん、私も前置きで。そのことだけと違いますよ」と呼ぶ〕

そのことはそういう金額になったというのは、当然今でも向こうの経営状況等いろんな形で使用料も下げていき、何をしいしてやっております。そういう中、あれは当時何億円かで用地買収をかけてやった場所であります。これは、あくまでも私としては、ほかの自治体とか県の資産的なものというものの基準でやらなければ、もう危険物やから月20万円もろって、周囲の人に保障しますっていうわけではございません。議員おっしゃるように、高い金額で貸して、それを周囲の人に保障するとかというもんでもないでしょうし、我々としては一定の基準のもとで用地を貸すというのが総務課の判断だったと思います。私自身は、そのときにこれで正当かということは聞いたけれども、これが一番妥当なところでございますという回答だったので、私はその金額で契約するというのを認めたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、今もあなた言うたんですよ、誰が周囲の人に保障せよと言うたんですか。勝手なあなた言い回しはしなさんな。そんなことを私は一言も言うてないですよ。正しいちゃんとした貸し付けがされてないということを言うてるんです。あなたの言うように、それが町民の財産だからしていかないかんですよ、いろんなときに。ほかの石油タンク持っている会社のところにも、ちゃんとこういうことでこういう有効的な使い方できるから、こっちに今のうちにしませんかって何で声かけないんですか。先ほど聞いたら声かけてない。それが普通でしょう、防災上のことを考えるのであれば、燃料タンクの確保を考えるのであれば。だけど、これ10年の契約でしょう。10年の契約でいって、そして、はい10年だから終わりですというふうになりますか。ならないですよ。あれ永久に使える間、今のところは40年ですか、その間ずっとあそこの町有地を17万円ですら貸してみたいなことをするんですよ。これが私は公正じゃない、公平ではないということを言うんです、違いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 10年という期限を区切ってる限りは、またそこで何らかの形で契約のし直しということがあろうかと思えます。それを100年の契約とかというわけではございません。

議員のおっしゃるように、私としてはほかのところに声かけるとか声かけんっていうよりも、当時ほかにある石油会社の方が、そういう油槽所としての機能を持ったところがなかったら、自分のスタンドのタンクで十分事足りるということで、恐らくそういうことはないであろうと私はそのときは思っておりました。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それも先ほどのあなたの説明と違うんです。先ほどの説明で言うたですよ、タンクはもう廃止にせないかと。だから、別のところが必要になったわけでしょう。そんなあなた言うたんですよ。私が勝手に言うたのと違いますよ。だから、その結果として、あなたの政治判断でそういう正当な土地の貸し付けができないと、これ行政がゆがめられてることになりますよ。先ほども言った、私がほんまにそのときに廃業になったガソリンスタンドの従業員のところに行って、会社に行って交渉しましたよ。ほんで、退職金の当初の予定からも値上げさせましたよ。そういうみんなぎりぎりのとこでやってるんです、このときも。それをあなたは今言うた、さっきも言うた、宇久井のタンクは廃止になったと言うたです。だから、言うてるんですよ。前にもちょっと紹介しましたが、これ壁新聞ですよ。これ議員と町長が癒着。議員の倫理が問題。これ出てるんですよ。あなた町長選挙のときにこれ活用したことありますよね、陣営で、壁新聞。あなたの陣営で昔、壁新聞を活用したことありますよ。

○議長（中岩和子君） 質問事項とは関係ないところは控えてください。

○10番（津本・光君） だから、言うてるんです。議会の倫理委員会の会長は誰か知らんが、悪い先例つくった。これがほかの議員だったら、この議員はほっとかへんやろうと、僕もそう思いますね。だから、そのときに野党の重鎮の誰々議員を見限って、今や寺本眞一町長の傭兵の一人になる、こういう表現なんですよ。これはその人の主観かもしれませんよ。けども、こういう利害が働いていったとなると、これやっぱり問題ですよ。新聞に少なくともこういうふうに書かれるという内容のものは、前の二河の土地問題以上ですよ。そこを町長わからないかんわ。だから、結局あなたの判断によって公正、公平やという行政がゆがめられていく、そこをしっかりと見ながらやらないと、あなた町長として失格ですよ。しかも町民の財産、これを守っていかないかん立場にある、町民の生命、生活を守っていかないかん。そのときにあなたの政治判断で、普通2社勝浦にあつたら両方に声かけないかんですよ。こういうこと大事なやから。けども、あなたの根底には宇久井のタンクが廃止になるというあれがあるんですよ。だから、そういう判断に動いてるんです、ここを言うてるんです、私。だから、公正、公平じゃない。行政がゆがめられてるというのはそこにあるんですよ。そこをわからないかんわ。だから、トップの判断っちゅうのは、政治的判断っちゅうのは特にそうですよ。個人的な判断になるんです、主観が入るんです。そのときにこういう利害の問題が生じてきたときに、ならんようにせないかんのですよ。だから、隣の町長の聞きましたら、私はこういう問題のここに入りませんって言われてたですわ。それは賢明です、そのほうが、土地の問題とか工事の問題とかになったらややこしいから。だから、そこはよう考えてしないと、僕は今回のやつでもそうけども、そうして行政をゆがめてしまう、僕はこれトップとしては失格だと思うん





く、内容については現在お示しできるものはないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 具体的にはまだ進んでない、ちょっとほっとしたんですが、大体いつごろを目安というんですか、出てくるんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 今現在、先ほど御説明させていただきましたとおり、保険料の試算を行っている段階であります。今後につきましては12月下旬に国のほうから確定計数の提示がございます。それに基づきまして、和歌山県のほうで市町村が納付する確定納付金額が1月ごろ示される予定とされております。この金額をもとに保険料率を算定しまして、町の国民健康保険運営協議会への諮問、そして答申を経まして、3月議会に国民健康保険税条例の改正をお願いする予定としております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 介護保険の関係につきましては、現在のところ給付状況の見込みを立てている段階でございます。保険料等につきましては実質的には年明けになろうかというふうを考えてございます。その間、県のヒアリング等を受検いたしまして、実質1月、2月になろうかというふうと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この間いろいろと調べてみたんですが、国保料の関係で見ますと、本町は多分2015年ぐらいに改定をすると思うんですが、14年のときにこれ新聞の記事で出てまして、それでこれは年金やいろいろ調べる研究会が作成したやつなんですが、本町は2014年に1人当たりの一般会計繰入金、これ法定外の分ですが、和歌山県下ではすさみ町の3万5,368円——一般会計への繰入金ですね、法定外の分です——に次いで、那智勝浦町は2番目に繰り入れをしてるんですよ、3万2,383円。ほんで、そういう意味では、町民の生活を守る上で先頭に立って積極的な役割を果たしてきたのだらうと思います。そのために前の町長は、かなり財政的な締めつけも緊張感を持ってやってたということも聞いておりますが、しかし翌年、寺本町政になって2年目ぐらいですか、公約を破棄して、旧税率を上げて町民の負担を大きくする、この方針を出したわけです。27年度、それでも多くの町村は、この東牟婁圏域でも繰り入れて頑張ってるんですよ。27年度、これ法定外繰り入れで見ると、県は少ないんですね、1人当たり3,718円。相当県のほうも持ち出し分は少ないです、繰入分は。しかし、その分は町村が頑張ってるということになるわけですが、太地町でこの前聞いて、1人当たり4万5,477円ですわ。串本町でも2万3,485円。ほいで、すさみ町が1,436円になってます。このとき私も町のほうで調べてみたんですが、町のほうは、これこの間資料を出してもらったんですが、町の負担会計分、これ28年度ですが9,797円です。非常に繰入分が法定外の分で少ないんですね。こ

れ人件費、事務費とか国保財政安定基金支援事業分それから出産一時金、これについては普通交付税措置がされて国から入ってくるわけですね。それを差し引きますと相当低くなりますね。だから、繰入金額が少ないんですよ。だから、ほかのところはそれで大変だけれども、やっぱり町民生活を守るために必死になってる。ところが、前のときに言いましたように、国保の分で浮いた分が財政調整基金に回されて、1億5,000万円です。そのうちの国保税の分は5,000万円ぐらいって言うてましたけれども、結局結果的には1億5,000万円が調整基金に積み立てられる。27年度の保険料、これ県平均で見ましても、1人あたりは8万7,437円が出されということですが、本町で見ましたら7万9,140円です。太地町は幾らかと申しますと、保険料が7万3,167円、串本町は7万1,705円、古座川はもっと低くて6万5,291円、北山村はもっと低いですね、ちいちゃな村でありながら5,321円。北山村はじゃばらが絡んで収益を上げてますから、そういう意味では保険料はこの近辺で見ても一番高いですよ。一番頑張っって繰り入れしていたのが、この間ぐっと一番高くなってしまった。そして、医療費で見ますと、県平均で8万7,437円、これが太地町で今40万円、串本町は38万4,000円、これ1人あたりですね、医療費がどんだけかかっているかです。古座川で37万1,000円、本町が一番低くて35万7,000円なんですよ。だから、医療費は逆に言うと少なくおさまっているのに保険料が一番高いんです。それだけ町民の負担が多いということですよ。だから、そこのところをもう一遍しっかり考えて、町長にそういうふうに町民負担がかなりふえてるという認識ありますか。それちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 多くふえてるというのは、町民の皆さんには私も5年ほど上げずにやっておりましたけれども、特別会計というのは独立採算制、前からもずっと言ってますように、そういう運営をやっていかなければならないということで、あるときにぐっと上がってきたときには、これでは国保がもう一般繰り入れをもっとふやしていかなやっいけないだろうという観点から、ある程度の妥当な保険料を国保審議会のほうで検討していただいたということであります。議員おっしゃるように、29年度、今のペースで資料を見ますと1人あたり6,952円というのが一般法定外繰り入れという部分であります。国保に入ってる方が約5,800人ありますので、残った1万人という方が国保のためにそのお金を負担してるということもあわせて考えていかなければならないというのがございます。前年度の場合は1,832円ですけども、それぞれに健康保険なり共済保険なりに入った部分で自分の部分は払ってるというのが不公平感があるという、またゆがめれない町民の声もありました。そういう意味では、多くの町民の税金の部分投入して国保を支えてるというのは、これは私も当時いろいろ言われましたけれども、耐え得るだけのところまで耐えて、保険料を上げなかったわけなんですけれども、2年前にどうしてもこれ以上負担していくということは難しくなってくるであろうというので保険料の値上げを審議会のほうにかけて、その結果を保険料算定としたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今独立採算制のことも言われましたが、どこの市町村もそうですが、単



ね、若者世代に対して。そこらで本当にこういうことをやっていくときには、先ほど言ったように、市町村独自で町民を守る応能負担でできるだけしていかな、今は固定資産割とかそういうのも出てきますから、できるだけその人が持っている力で税金が納められるようにというふうにしていかないと、若い世代の人が特にもたないですね、仕事がない、そういうことの中で。だから、そういう点では保険税率を決めるのも、しっかりと見通して今後やってほしいなというふうに思います。国のほうは、もう自然増の分は削れ削れということでは言っていますので、大幅に削られる動きできてますから、そういう点ではちょっと頑張ってやってほしいなというふうに思います。

時間のほうが来ましたんで質問をしていきたいんですが、だから介護保険等でも先ほど言いましたように天引きさせられますんで、今度自治体のほうがそこら辺をしっかりと町民の生活を守っていかないとということで上げずにできるだけ頑張ってほしいんですが、県の単一化によって上げられる可能性もあるということの中で、ぜひそこらあたりを考えてほしいんですが、最後になりますんで町長のほうにお聞きしたいんですが、あなた前のときに年金5万円で生活できる、こう答弁されましたね。やりようによってはできると。今でもそうお考えですか。町長に最後聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） やれるでしょうかっていう、やりようによってはやらなければならないと私は思うんです。それがほかの制度を見ると、生活保護との合体で申請なり何なりするんだったらそういう方法もありましようし、いろいろな形でありますけれども、そしたら町がその人に特別給付で負担していくということがあるというたら、可能であればそういうことはできるかもわかりませんが、収入については自己責任の中の生活の範囲じゃないかなと思っております。それは5万円がぜいたくできるかという、そうではありませんけれども、人間やっぱり生活していく上ではその範囲の中で生活せざるを得ない。それで、援助してくれる人があれば、援助していく中でそういうことも生活の足しにしていけるかもわかりませんが、それに頼る人がなければ生活保護の申請なりいろんなことの手続をやっていただければと思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） あと5分ですか。

これ、言葉気いつけないかんで、ほんまに。5万円でぜいたくできる、できるわけがないじゃないですか。あなた今そういうふうに言うたんですよ。

〔町長寺本眞一君「言ってます」と呼ぶ〕

今言うた、議事録後で見たらわかるわ。

〔町長寺本眞一君「ぜいたくできるわけではない」と呼ぶ〕

そうよ、ぜいたくできひんよ、だから。そんな言葉使うもんじゃないよ、5万円で。年金5万円ですよ。私この間もちょっと言いかけて時間がなかったんで。老人福祉も介護の問題でもそうですが、今医療抑制が住民の中で起こってるんですよ。ほんで、介護なんかでもそうだ

けども、介護サービスを減らさなきゃいかんということでいろんな安い料金での改悪がされようとしておりますが、そういった中で住民の中で27年度が5,600人でしょう、今度は2,600人ぐらいでしょう、減ってるんですよ、医療が。これ病院の方に聞いたら、先生の関係もあるんかなというたりされてる方もおるけども、やっぱり僕は生活費を抑えるために医療抑制に走ってると思いますよ。こう基本的に考えるのが普通。

そしたら、この方は一月が4万3,939円手元に入るんですよ。その中で、電気、水道代、それからやっぱり病院にもかからないかん。それ引くと残高で1万4,789円しか残らないです、一月ですよ。これ個人の持ち家ですから家賃は払わなくて、これで家賃を払ったらどんなになりますか。払えない、生活できへんですよ。そこの認識があなたにはないちゅうんです、だから。ぜいたくできるくそもないですよ。そんな余裕なんか当然あるわけがなくて。だから、この方は1万4,789円ですよ。そしたら、1日に何ぼ使えますか、30日と計算して、400円ですよ、400円何ぼですわ。そしたら、おにぎり4個しか買えない、1日の生活で。これで生活やっていけというんですか。やりようによってはできるって、今も言うたですよ。1日400円でおにぎり4個しか買えないですよ。おかず、ぜいたくなもの買えますか。そこをちゃんと考えて町民を守る立場であなたは発言せないかんわ。そこらが全然そういう認識がない。だから、そこらをもうちよつとしっかり考えて町政運営していただきたい。このことを最後に言い添えて終わりますが、何か言いたいことがあるみたいなんで、どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） だから、そういう部分については、うちとしては生活がやっていけないというふうになれば、生活保護の関係というものを我々としては提案もし、またそういう相談を受ければやっていくということでございます。ただ、議員のおっしゃるように、全てを町が面倒を見るような物の言い分では、運営的には行政も成っていかないということでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 町が面倒を見よとか、そんなこと一切言ってないですよ。生活保護を受けたくても受けない人は何ぼでもおるんです。その認識をあなたはしっかり持たないかんわ。年金が大変で、生活できんかったら生活保護、みんなしてないですよ、我慢してるよ。そこの認識にあなた自身が立たないと、だからこれで保険料がぼんとふえて、これ税金とられるんですよ。そうでしょう。そしたら、その分どこで抑えるんですか、医療費削るんですか。そしたら、寿命を縮めることになるじゃないですか。だから、そういう認識に立って行政をしていかないと、町民の生活、命を守ることはできませんよということを私は言うてるんです。そこを最後に言うて、これで私の一般質問を終わります。もういいです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 同じことは困るんで、ただ生活の苦しい方については、一般のように何千円も上がったあるわけじゃなくて、7割減免の方だったら月額でしたら100円、200円という、そりゃ貴重な金額かもわかりません……

〔10番津本・光君「それは国が決めてることです」と呼ぶ〕

かもわかりませんが……

[10番津本・光君「あなたが決めてるんじゃないよ、そんなことは」と呼ぶ]

うちの今回の値上げした部分ではそういう金額が上がっております。1軒の家で月に何千円も上がったというのは、段階的に所得に応じてはそういうことになっておりますけれども、7割減免の方については私の記憶では100円か200円上がったんかなって思っております。そういうことを我々としては最大限努力をし、そういうふうにして頑張っておるわけでございます。

○議長（中岩和子君） 津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時20分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時06分 休憩

11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、3番下崎議員の一般質問を許可します。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、町長の政治姿勢について、二河土地取得問題に係る一般質問での答弁と政治倫理審査会での説明と結論等その後の対応についてですが、これまでに何回か質問しておりますが、これまでのあなたの説明や答弁にどうも納得がいかない。それに審査会の結論ですが、町民に対する説明責任を十分に尽くし、今回の調査請求に至った事態を真摯に受けとめ、今後も町の代表として町民の信頼を得るべく、倫理の保持並びに公正かつ透明な町政運営に努められるよう強く要望すると、こういう結論になっているんですけども、これに対する対応についてですが、町民の皆さんへあなた本人からの説明がきちんと十分になされていないと思うんですよ。各地区の町政懇談会、私も下里へ11月10日には出席したんですが、あのときは欠席していた。ほかの場所でも1カ所ぐらいしか出ていないのではないかと聞かんですが、それにまた議会への報告説明もきちんとされていない。住民の方から調査請求がされた重大な問題でありながら、9月、12月の町長の諸報告の中で何も触れられていない、疑惑は残ったままの状況ですので再度の質問をさせていただきます。

あなたのこれまでの答弁では、差し押さえ後に不動産屋に問い合わせたら、この土地は所有者から売る依頼を受けていた、競売になったら二束三文になる、高く売れるのなら売ってくださいと、そのときに差し押さえした土地がその場所だとわかったと。抵当とか差し押さえの解除を全部やった上で購入という運びになったわけで、そのときに税金の完納があれば解除するというのが一連の行為だと思っておりますと答弁しているんです。これは、あなたの答弁なんですよ。この経過をもう一度説明しますと、最初22年に国の差し押さえがあって、その後本町を含めた参加差し押さえが6件、本町は平成24年10月19日に参加差し押さえとなっております。その後、平成25年6月24日に本町の差し押さえの解除があり、翌日の6月25日に売買によ

り寺本眞一に所有権移転となっている。土地が7筆、広さは9万3,805.69平方メートル、その代金が1,000万円。温泉源等付随する一切の権利、設備、施設に代金800万円、合計1,800万円ですね。広い土地ですよ。参考に私調べてみたんですけども、甲子園球場の総面積が3万8,500平方メートルなんです。ですから、この9万3,805平方メートルは約2.5倍近い広さがこの二河用地だけであるんですね。割りますと1平米当たり106円なんです、単価。これに間違いはないですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 面積と購入金額、坪単価、平米単価については私も定かでないですけども、購入金額はその金額でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） これもあなたの答弁なんですけど、ただその事実を知ってあったかというのと、知っておろうが知ってなかりょうが、そういう面ではあのときにうちが例えばそのまま見過ごして質権差し押さえの設定をせんと、そのまま私が買っておればそれじゃあ問題がなかったんかということにならうかと思うんですけども、こういう答弁してるんですけども、あなたはその差し押さえをした時点でこのことを知ったんですよ、この土地のことを。これまでも何回も言ってますけど、これは町長という職だから差し押さえした行為の中でこの土地のことを知り得たんです。それで、業者に頼んで調査をしたんですね。それに、町長、この滞納税金、全額完納したのは所有者ですけども、町長、あなたが購入代金をその所有者に支払った形ですから完納となって、その後の差し押さえ解除ができたんですよ。あなたが滞納者の負債、滞納税を立てかえて、該当の土地を取得したのではないですか。そうなりますよね、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるようにはあらかじめ知ってたかというのは、うちも年間に差し押さえというのは土地の部分もあるかと思うんですけども、そういう中ではそのときにその土地という問題の意識はしてございませんでした。議員おっしゃるように、私自身がその土地を云々っていう以前に業者に頼んでおれば、その場所っていう該当の部分が出てきたので、それでお願いしますということは業者に頼みました。そういう中、私がその土地のことについて差し押さえしておろうがなかりょうがっていう部分でありますけれども、もしそれが税務課から差し押さえっていう滞納部分については、押さえる部分は押さえとくということが通常の手続の問題でございます。私自身もそれは通常の手続として差し押さえということに決裁を押ししました。そういう中、その物件の部分について私が事前にお金払ったからというよりも、当然土地を買うときには手付というんですか、そういう部分っていう契約は当然ありますけれども、当時前日か何かに契約の総額を支払ったと思っております。それが後日登記を移してくださいという契約だったと思うんです。

○議長（中岩和子君） 下崎君。

○3番（下崎弘通君） あなたが支払ったからその滞納税額に充てられたんです。そういうことに

なるんですよ。そして、誰しも法務局へ行けば確かめれる問題であると言いますが、あなたはその差し押さえしたときに決裁をするときに、税務課のほうでも差し押さえは何十件、何百件ってないですよ。町だけだったら知れてますよ。それで、ああいう大きい土地ですから、あなたこうやって決裁するときに、ちゃんと確認して判を押すでしょう。何も見ずに判を押すわけではないんですよ。ですから、法務局へ行けば確かめれる問題であると答弁してはいますが、その土地が売り地であるということは誰も知らないんですよ。あそこの現地に売り地の表示、看板等が立てられていなかったですよ。ですから、わからないんです、誰も知り得るはずがないんですよ。差し押さえがされていることを知ったのも、その土地が売れる土地であるということも、町長、あなたしか知らないんです。誰も知らないはずですね。あなたは町長という地位にいるから職務上の中で知り得たんです。そうですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あの土地が売るか売らんかっていうような物件ということではございません。ただ、不動産の業者の方にお願ひしたら、あそこどうですかということで、それやったら交渉していただけますかということは言いました。それを相手方の所有者が売るとか売らんかっていうことの問題はその時点ではございませんでした。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 差し押さえしてその土地をあなたは知ったから業者に聞いたんでしょう、確認したんでしょう。ですから、あなたは売る物件というのはそのときに知ったんであって、地位を利用してとか意識はないとかどこにも利害は発生していない、普通の商行為だとか正当な行為をやってきたと答弁されてはいますが、また所有権の移転等については法的には問題ない、手続的には。しかし、政治倫理基準第3条第1項第1号の、町民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、この規定に明らかに違反していると思いませんか。いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） この立場であつたら一切そういうことはしてはいけないというのであればそうなのかと思ひますがけれども、私はそうじゃなくて公平に公正に不動産屋の方にお願ひして購入したわけでございます。ただ、そのときに差し押さえとかいろいろありましたけど、前回は言いましたように、その点についてほかにも買い手があり、何がありって交渉がそこに進んでる中で割り込み的に私が買うってようなことがあつたら、その辺は道義的に問われることもあろうかと思ひますけれども、そういう部分じゃなくて商行為というのは需要と供給、売り手と買い手の中で話が決まるわけでございます。そこに私がいろいろな操作をやってそこを買い上げたという意識ではございません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この立場であればしてはあかんのかというようなことを言うけど、この立場、町長という立場でこういう差し押さえとか職務上、知り得る立場の者がこういうことをするから政治倫理のこの基準に違反したと言われるんですよ。これ税務担当職員、特に滞納処分

に携わる職員が同じことをやった場合、これ地方公務員法第29条の懲戒処分に該当し、何らかの処分がなされますよ。免職にも該当する行為ですよ、これ。その処分は、町長、あなたがするんです。いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） これで3回目の質問で3議会での質問でございますけれども、私としてはそういう部分については業者をお願いして購入した物件でございますので、知り得た、知り得たと言いますが、当然法務局へ行けば、物を買うときには皆さん調査をやって土地を購入するかと思います。そのときにたまたま私が知り得て、ほかの人が知らなだから買えなんだとかというわけではございませんので、私としても当然普通の業者をお願いした購入でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 3回目の質問と言いますが、疑惑が晴れんから、ちゃんと説明責任せんから質問してるんです。職員の監督責任のあるあなた町長が、同様のことをしたら政治倫理条例に違反し、何らかの責任を問われるのが当たり前なんです。そのための政治倫理条例じゃないですか。これはこの町の法律なんです。条例は法に基づいてつくられた条例なんです。ですから、町の法律。どうですか、何の責任も感じませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そりゃあ、倫理条例の中の結論でいろいろ指摘をされる、その点については再考すべきことは再考していきますということは言っていました。ただ、その行為について、土地買うこと自体が私ができない行為であるという規定もございません。そういう意味では法的な違反はやっていないと私は思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 何の責任も感じてないようなんですけども、法的なと言いますが、条例も法なんです、法の一部なんです。

それから、あなたは審査会の中で、一から田畑、果樹園をつくり、農業のできる広い土地、理想郷をつくるために購入したと説明しておりますけど、この購入したのが25年6月ですよ。もう今4年以上経過してますよね。見たらそのまま放置したままで、何らの対策も利用もされていないですね。いつ取りかかるんですか、これ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 暇があればかかりたいと思っておりますけど、この職でおる限りなかなかそういう時間もつけないというのがあります。それをすると、またいろいろな方向からいろんなことを意見として言われるかもわからないので、できたらこの職を辞したときにいうんか、退任したときというんですか、そういうときには本格的に物をあそこに建設というんか、農業できるような用地をつくり上げていきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） あれだけの広い土地ですから、今後取りかかるというてもなかなか取りか

かれないと思うんですけども、早く取りかからないと年数ばかりかかってしまって、それはそれで結構ですけども。

そしてまた、あなたはこの土地で何の利害関係も生じていないと答弁されていますけども、利害とは利益と損害なんですね。27年6月から県に工事ヤード敷地として土地賃貸契約を結んで利益を得ているんですね。既に土地の賃貸契約は終了して、今はもう置いてませんが、そのときに利益を得たんですね。そうですね。損害は何もない、利益ばかりではないでしょうか。いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） もう議員おっしゃるようにするのであれば、県の事業等について一切私が協力しないということであつたら、そういうことも可能かも知りませんが、あの当時は私自身も突然建設課のほうからあの土地を貸していただけないかという、太田川河川の改修するに当たって仮置き場がどうしても必要だということでありましたので、当然その部分については思案はしましたけれども、向こうの試算のとおりに私が貸し付けました。それは、特にもうけるって自分の意思の中でやったんじゃないで、当然向こうがそういうことで理由がありました。今度またついでにサイクリングロードが県のほうが旧国道のところをやってきて、その事業の中でうちの土地がかかってくるんで、どうしてもその辺は購入をしたいということであれば、それも当然協力せんと、もううちはできませんっていうわけにはいかないんで、それは向こうの言う金額で契約をしております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 利益ばかり得ているやないですか。差し押さえを解除してまで得た土地で、この2つの利益を得ているんです。利害関係というても損害は何もないですね。今ちょっと答えられましたけど、その9月の一般質問でも尋ねましたけども、太地新宮自転車道ですが、この事業再開についてあなたは私の質問に、二、三カ月前、9月ですから二、三カ月前といえは6月か7月ですね、県から測量をさせてくださいと、そういう申し出を受けたと答弁しているんです。その時点でこのことを知ったと言っているんですけども、その時点まで全然知らなかったと言われているんですけど、本当にそうなのかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その計画に乗って測量させてくださいっていうときに知ったのが私は初めてでございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この事業ですけど、県で26年度に予備設計がつくられているんです、予備設計。こういう予備設計、平面図というのを私は持っているんですけど、これが26年度つくられているんですよ。ですから、遅くとも25年度ぐらいから太地新宮自転車道の事業の再開計画等は県で進められていた、検討されていたということではないかと思うんですよ。そのころあなたのほうへ情報等は入ってこなかったですか。お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

- 町長（寺本眞一君） そうというのは私自身関知しておりませんでした。
- 議長（中岩和子君） 3番下崎君。
- 3番（下崎弘通君） あなたはこの那智勝浦町を預かる行政の長ですから、普通町内でそういうことがある場合は、前もって県のほうから報告なり相談なりがあると思うんですけど。ですから、この土地を購入した、二河用地をですよ、25年6月25日時点では、あなたが言いますので何の情報も入っていなかったと理解してよろしいんですね。大変この土地の購入の時期と微妙な時期ですよ。いかがですか。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） まあそういうふうな見方で言われればもう、あなた個人のそういう見方でやられたら、私もこういうふうにして今一生懸命そういう答弁をやっていても、結局は私这不正なことをやりやるようにしか聞こえないっていう結論になっていくんじゃないですか。私は、あくまでも用地購入については業者に頼んで買い、そして土砂の仮置き場にしても県のほうから依頼を受けて、そのときにもともとあそこを使うというような前提とか購入した時点ではサイクリングロードの関係も一切関知していなかったというのが私自身でございます。
- 議長（中岩和子君） 3番下崎君。
- 3番（下崎弘通君） そういうことを言われますけど、皆さん見た場合、誰でも感じるんですよ、そういうことを。ああ、町長やからあの土地買えて、それでこういうふうにできたかなと、これ一般の人がみんな感じることでですよ。そして、この計画は28年度から県の整備測量業務と整備設計業務がもう始まっていますね。それで、先ほどちょっと答えられましたけども、29年度から用地の交渉が始まっていると思うんですけども、あなたの所有しているこの二河用地もこの計画の中に含まれているんですね。先ほど土地の関係でも話があって契約したというようなことがあったんですけども、そのとおりですか。もう一度お尋ねします。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 県の用地係が来て説明を受けました。そのときに過去に土砂置き場の仮置き場を貸すことによっていろいろなことを臆測されたということで、私自身はこういう土地を売却するということはしたくない、協力はしかねるということは言ったんですけど、向こうの人は計画上、どうしてもこれをやり遂げなければならないという立場で、私がもしこの立場じゃなかったら売りませんっていうことも可能かもわかりませんが、行政のこういう立場でおる以上は、県の事業にも協力していくというのが筋論かと思って、向こうの試算の値段を提示されたときに、それで契約をさせていただきました。
- 議長（中岩和子君） 3番下崎君。
- 3番（下崎弘通君） 土地売却の収入があれば、これも利益の一つなんですね。利害関係の中の利益なんですよ。あなたは利害関係は何らないと言われますけども、県からこれを含めて2回の収入、土砂置き場の賃料、そしてこの土地の売却収入を得ているんですね。これは、この土地を獲得したことによる利益となるんですね。ですから、町民の皆さんが知ったら、これらの情報が事前に町長、あなたの耳に入っていたんじゃないかと疑うんですよ、疑われるんです。

先ほどから何回も言われてますけども、どう思いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私が購入した時点ではその利害というのは、その利害というのはほかに誰かがその土地を購入したり、私が買うことによって損をこうむったり得をしたりということは、その契約時点では私は関知も何もしてないですし、そういう気持ちもなかったです。その後出てきたことに対して、議員おっしゃるように、もう私の立場上、そういうことは一切協力はできませんというのが私が利害を受けないということになるんか、それとも多くの公共の事業の中で相手方に不利益をこうむるのが正しい選択だったのかというたら、今でもサイクリングロードの件については、契約解除して倍返しの補償してでもそりゃあ県のほうに申し入れすることはできるかと思います。あくまでも私は、事業として県が進めていってるサイクリングロードができて上がることは優先すべき課題かなと。お金お金って言いますが、そこで私が利益ばかり得てるというのは、当然後のそのことを私が考え、その先のことがこういう結果になるであろうというものが前提にあって買ったならそう言われても仕方ないと思うんですけども、私自身は購入した時点では、そういう計画とか土地を貸す問題とか一切そういうことは考えてはなかったし、思いついてもおりませんでした。そういう意味で、議員おっしゃるように、私が利益ばかりを得たというようなことは私自身は後々の結果論であって、本当に戻せるもんやったら、もうそんなにまで言われるんだったら、土地貸すのも一切しません、売るのもしませんっていうのが私の今の心境でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 結果論からいえばそういうことなんですけど、あなたは町や県やそういうところには協力する、あなた自身の気持ちで協力したと思うんですけど、この土地を取得したことが問題なんですよ。ですから、こういうことが起こってきたんです。

最後に、これまでも言っておりますけど、税務課長や滞納処分の業務にかかわる税務職員がこういう方法で土地を取得した場合は、懲戒処分等の対象になるんです。その場合、町政全般の最高責任者である全体の奉仕者でもある、町長、あなたが処分をしなければならないんですよ。これと同じように職員がやったようなことをあなたがやったら、あなたはこれの最高責任者なんです。ですから、町長自身が責任をとる必要が出てくるんじゃないかと思うんです。そのために、もう一度言いますが、那智勝浦町長等政治倫理条例の第3条第1項第1号に、町長等は、町民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことと規定されているんです。この条例は、あなたが議長をされていた平成19年1月1日に制定されているんです。そうですね。今お尋ねした二河土地取得問題に係るさまざまな問題については、先ほど津本議員も一般質問の中で土地問題について言われましたけども、今後町民の皆さんが適切な判断をされることだと思いますので、これで私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 下崎議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時51分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、7番曾根議員の一般質問を許可します。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは、質問を始めさせていただきます。

最初の質問ですが、ふるさと納税の方針について質問いたします。

ふるさと納税につきましては、本町も新宮、東牟婁圏の中で従来でしたらかなりトップクラスというんですか、頑張っているという認識であったんですが、昨年度地元紙で見た数字なんです、ふるさと納税額が本町が4,482万円に対して串本町でしたら3,197万円、新宮市は少なくとも496万円なんです。ところが、北山村さんが一昨年は1,650万円だったのが昨年は約11倍の1億8,220万円という驚異的な伸びを示しまして、この新宮、東牟婁圏というんか、この和歌山県内でもトップクラスに一躍躍り出たということなんです、よいことは見習わないといけないと思うんですが、この北山村さんのふるさと納税の伸びというのをうちの町としてはどのように分析してるのかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） ふるさと納税についてのお尋ねです。

ふるさと納税制度は、地方間の格差や過疎などによる税収の減収に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として2008年に創設された制度で、各自治体の寄附金のこととなります。

本町におきましては、平成25年8月末にふるさと納税に特化したウェブサイトのふるさとチョイスに登録したことにより全国的に認知されまして、寄附の件数がふえてございます。平成26年からクレジット払いが可能になったことにより件数がさらに増加してございます。28年度におきましては、他の自治体におきまして業者への委託、それから返礼品の高返戻などによりまして、寄附者が他の自治体では増加してございます。本町におきましては、当然順調にふやしてきたということで、28年度においても増加する見込みとしておりましたけれども、他の自治体においてそういった取り組みがございまして、本町においては少しそちらのほうにお客様が流れて減ったのかなと考えております。

北山のほうの取り組みに関しましては、本町のほうではわかりづらいところがございまして、答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 総務課長はそうのように答えられましたけど、かなり分析をされてると思う

んですが、私も気になったんで北山村さんがどうしてそんなに寄附額が伸びたかというのを直接お電話で聞いたんです。そのノウハウまで根掘り葉掘り聞いたら失礼なんで、大体金額だとか内訳と若干のヒントだけお聞きしたんですけども、伸びたのはもうJAさん、みくまの農協さんが全面的に協力してくれて品目が充実できたってということで、内訳を言いますとこの1億8,220万円のうち100万円以上のものを発表させてもらいますと、米が約9,900万円、お米だけでも1億円ほど売り上げてると。じゃばらの加工品が4,100万円ということで、うちのふるさと納税額と同じぐらいをもうじゃばらの加工品、これは多分JAさんではなくて自前の村の産品だと思いますね。そして、梅干しが1,400万円、熊野牛が1,100万円と、この梅干しなどや熊野牛はJAさんが用意してくれたものみたいですね。その次がJOINって書いてある、これJAさんが扱ってるジュースですね、これが約580万円、蜂蜜も490万円、おくろ温泉の宿泊券が250万円、北山川観光筏下りが120万円ほどっていうことだったそうです。ですから、いろいろここからわかることは、お米で約1億円ぐらい上げてるっていうことで、ただちょっと意地悪な質問で北山さんでお米つくってますかっていったら、つくってないですね、ほとんどね。飯米程度も多分つくられてない、ごく一部の役場の近くの平地のところの農家さんがちょっとつくってる。だから、これはもうほとんどJAさんが和歌山産に限定せず全国の米をいろいろ集めてお米を提供してくれてるということなんですね。ただ、分析してみますと、当然そういうよその自分の村にないもので、それでも金額伸ばしたいんでお米っていうことで、もうその辺は割り切って和歌山県産にこだわらずお米でまずは金額を稼ぐ。ただ、それだけじゃなくて、一方で自分の村が潤うような、産業振興につながるようなじゃばら加工品というの、しっかりとそれで4,000万円ほど売り上げてるということで、非常にバランスがとれてる賢いやり方だなあという。あとは先ほど課長からもあった楽天でやるようになったということ非常に目立つようになったということ、そんな戦略なんですね。北山さんがこのようなやり方をしていると、本町としたらどのような作戦を立てて今後やっていかれるのか、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

本町のふるさと納税の返礼品、ふるさと産品になりますけれども、今おっしゃられました北山さんとこのそういう産品ではなくて、本町で扱っている地元の産品を中心に返礼品として扱っておりました。このことによりまして、地域の産業の振興とかそういうことにも寄与するということで、主に那智勝浦町で扱っている産品についての返礼品でございました。

また、今後の寄附額の増額についての取り組みということですが、現在29年度におきまして、28年度がああいうような結果になりましたので29年度の取り組みとしましては、窓口を業者委託、また返礼品のメニューも昨年度よりかはふやしまして100点近くは今現在ふやしております。メニューをふやすことによりまして寄附額もふえるという統計もございまして、現在はメニューをふやしてございます。また、今後も担当のほうでさらに返礼品のメニューをふやして、今後また増額につなげていきたいと考えております。

その中でも一つ旅行券という返礼品がございまして、その旅行券に関してはこれを返すこと  
によってまたさらに本町を訪れていただき、また観光客の誘客にもつながり、またさらなる地  
域振興につながって、今後町の効果にもつながっていくのではないかとということで、旅行券に  
ついては期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。旅行券に力を入れるということで、これはよいことだと思  
います。

北山さんは自前ではない品目も入れ、また自前のも入れということですから、本町はもうと  
にかく地元が潤うように地元の産品で勝負ということで、その辺がよくわかりました。

あらかじめ担当の方から本町の品目、本町は大体提供してくる店ごとの数字で出てるんで  
すけど、それを品目ごとに自分で仕分けてみましたけども、約4,500万円のうちの100万円以上売  
り上げてるのは何かというと、マグロが一番多くて約900万円、先ほど課長が言うた旅行  
券、これが800万円、ミカンが600万円、熊野牛も約600万円、米が200万円、しょうゆとお酒が  
100万円ずつということで、あとはもろもろ細かなものなんですけども、品目をたくさんふや  
すっていうのも当然いいんですけど、北山さんなんかはある程度もうこれに力を入れていく  
てというような、北山さんっていうか、間に入ってるJAさんが多分これで売っていくてい  
うような、かなりもう絞って戦略を立ててると思うんですね。だから、本町としたら何を伸ばそ  
うとしてるのかですね。だから、旅行券はわかりましたけど、あとどれが伸ばせそうでどこに  
力を入れていこうかという、そういう戦略は立ててますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

お礼の産品の質問だと思います。

今議員おっしゃられたとおり、うちの場合はマグロそして旅行券また熊野牛また紀州ミカ  
ン、そういったものが返礼品として多く出ております。今後に関しましても、先ほども言いま  
したとおり産品の品目を多くしていくということで、担当者の分析なんでございますけども、  
ふるさと納税は以前は応援したい自治体に寄附していくというような制度で始まったんですけ  
れども、現在買い物感覚で寄附される方がふえてきております。買い物感覚ということで、品  
物が多ければそれだけそこで買っていただけるっていうような感覚に変わってきてございま  
す。ですから、産品の種類をふやすということが一つの手かなということで、担当のほうにそ  
ういうふうに頑張ってもらって取り組んでいただいております。今後今よく出ている旅行  
券を初めマグロ、そういった品物を中心に伸ばしていきたいとは考えております。また、さら  
なる新しい産品についても、今後研究して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今課長が言われた、ふるさと納税がちょっと競争が過熱して、納税者、寄

附者がここの自治体を応援っていうところよりもお得感というところで大分注文をしてる、そういう傾向があるっていうことで、だから北山さんの場合はその辺を有効に対応して米に目をつけた、北山さんっていうかJAさんが。だから、消費者からしたらお米がやっぱり毎日食べるし、ほとんど毎日食べると、お米が一番お得感があるっていうことで、そこへみんなどうも走っていくということなんですね。マグロだとかそういうものは、まだ今のところちは2社ぐらいしかマグロの提供を受けてないんで、これもっとふやしたらマグロはもうどんどん伸びると思うんですけど、米ですよ。北山さんが1億円近く売り上げて、うちは200万円なんですよ。うちは太田っていう米の産地を抱えてるわけなんで、この集荷とか出荷の手続っていうのがもう手間なんで、これをJAさんがやってくれるっていうことでできてるんですけど、うちは何とか米を伸ばせないのかなあっていう。だから、米で北山さんの半分ぐらいでも、米だけでも十分今の額ぐらいいけるんじゃないかって思うんですけど、その辺何か考えてないですかね、対策。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 詳しいことは担当に聞かなわからないんですけども、北山村の取り組み状況と同じような方法でJAさんにもお声かけをさせていただいたところもございまして、JAさんのほうも扱われる量がいっぱいいっぱい、なかなかそちらのほうにまで手が回らないということもございました。米に関しましてですけども、本町に関してはピロール米ほか太田産米ということで扱っておりますけども、今後一度また担当のほうとも協議させていただいて、どうやっていったら一番いいのかと協議させていただきます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 幾つか提案をしたいんですけど、お米の場合は北山さんの場合にはもう地元産にこだわらないんで、もう既に商品として流通してるようなのを集荷してきて流すっていうやり方なんでそれほど手間ではないと思うんですけど、本町のように地元のものにこだわっていくってなると、農家からお米を集めて、また荷づくりして発送とかって、そういう手間をやるっていうのが行政ではとてもできないし、農家もできないですよ。だから、どっかそういうお米屋さんのような問屋さんみたいな仕事をしてくれるところが間に入らないとできないわけですよ。だから、そこら辺をJAさんがやってくれたらいいけど、どうも忙しくてできないと。それほど多分もうからないと思うんですけど、手間をかけても。じゃあ、そこをどっかやってくれるところがあったら、太田の米をそうやってふるさと納税に回せるわけで、だから例えば今太田の郷っていう言葉が出ましたけど、そこは今そういう特殊な栽培方法をやってるお米は扱って出してくれてるんですけども、そういうお米はちょっと高いですよ、割高っていうんですか。一般の消費者がふるさと納税で欲しがるのはやっぱりお得感のあるお米で、特に栽培方法にはこだわらない普通のお米が欲しいんですよ。太田に行っても多分そういう特殊な農法をやってる方はわずかで、一般のほとんどの農家の方は普通の肥料で普通の若干農薬も使われてらると思うんですけど、そういう普通のお米で十分なんで、そういうお米を太田の郷さんですとかどっか町内のお米屋さんとかどっかそういうところで集出荷のことをやっていた

だけるんだったらまだまだふやせると思うんで、一回そんなお話もしてほしいんですけどね。  
どうでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 今お米の話でした。ちょっと私どもも今議員さんおっしゃられたようなことを想定してなかったんでなかなか答弁しにくいところですけども、一度担当のほうと可能かどうかそこらあたりから協議させていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） ぜひ地元でこだわらなければならぬところを。それで、太田のお米っていうのは、今はまだ生産者の方が、それでも70代を超えるような方が方で、それでも大きな機械に乗って頑張っているんですけど、この間石橋議員にも聞いたけど、ここ数年でもうやめていく、リタイアするとか縮小される方が多い、もう既にやめて、それで今どどん若い人のところに借りてくれっていうんですけど、とてもじゃないけどもう受けられんというような状況なんですね。だから、太田のお米を扱うといっても、そこら辺の問題も当然出てくる。これもあくまでも提案、こんなことはどうかという提案なんですけど、例えば今地域おこし協力隊の方が何人か、これ総務課のほうですよ、3人とか4人とかいらっしゃるんですけど、いずれは3年間を過ぎたら自分で新たに、本町から出ていくんだったら別ですけど、定着しようと思ったら何らかの仕事を見つけてやっていかないといけない。今鳥獣害対策で頑張ってくれてるけど、鳥獣害対策ではもう多分飯は食っていけない。じゃあ、そのときに、本人の意向もありますけど、太田のそういう休耕田等で米づくりはどうかとかそんなところも話をかけていただいて、そういう方にも米をつくっていただいて、町にふるさと納税のためのお米を提供してくれるっていうような、それであれば機械もリース、多分大型機械を個人ではとてもそろえられないと思うんで、JAさんを通じて大型機械も一式借りるとかそんなことをして、これは今すぐの話ではないんですけども米っていうものに今後、これ伸びしろがすごいありますので、町としてはふるさと納税の品目として取り組んでいってほしいと、これ観光産業課のほうになるんですかね、今鳥獣害をやっている方なんか一回そういう米づくりはどうだろうと、一回そんな話をちょっとしてほしいんですけどね。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

鳥獣害対策で地域おこし協力隊は現在3名でございます。議員おっしゃいますとおり、3年過ぎたら町を出ていくか、定着するんであれば何かしらの仕事をしなければならないというのは重々わかってございまして、皆さんもなるべく定住したいというお気持ちもございまして、その辺も含めて話してみるのもいいことかなあとは考えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 僕が言いたかったのは、ふるさと納税というともう総務課の担当やという感じになってしまいますけど、これをどういう品目を扱ってどう伸ばしていくかっていうと、

当然これはもう産業振興ということで観光産業のほうにつながっていくんで、だから課同士連絡っていうんか、協力し合ってやってってもらったらと、単年度じゃなくて長い目で見てやってほしいということで。

もう一つ、先ほどの旅行券っていうことが出たんで、これも提案ですが、今だともうどこのホテル、旅館っていう限定じゃなくて、漠然と割引券っていうような優待券っていう形の販売方法なんですけど、例えば当然ホテル、旅館だったら繁忙期以外のお客さんが少ない時期があるんで、そういう期間を限定して、名前は出せないんで、特定のホテル、旅館でスイートルームみたいな持ってるとこありますね、最上階の一番角っこの部屋とか。そういうようなところをふるさと納税の対象に提供していただいて、そういうところにとまれるとか、何か漠然としたのではない、そういうこの旅館のこういう部屋で、ふるさと納税の方にはふだんやったら10万円ぐらいかかるところをその半分でとまれるとか、何かそういうのをお願いして提供してもらったらもっと伸びるんじゃないかなって思うんですね。実際沖縄のほうを私いろんな楽天だとかふるぽのを見たら、そんなのをやってるところもありましたね。ふだんやたらなかなか手が届かないところを特別この値段でっていうようなのがありました。でも、やっぱり繁忙期を避けての限定の提供っていう、そんなのも一回考えていただきたい。そうすると、これはもう総務課だけじゃなくて観光産業のほうも協力してもらわないとそういう話っていうのはできないんで、また協力をしていただきたいと思います。

それと、あと、ことしからふるぽのほうやったですね、うちの町は。北山さんは楽天ですけど。もう早速本町のほうでホームページっていうんですか、ふるさと納税のところを見たら、もうふるぽのほうにホームページがつながりましたんで見せてもらったんですけど、先ほどの説明だとなかなかお得感というのがメインで、この町を応援しようっていう動機は希薄になってるっていうことだったんですが、一番下のところを見ていくと、このふるさと納税のお金をどういう使い道に充てますかっていうようなページが最後に出てくるんですね。ここをもうちょっとインパクトのあるような書き方、うちの町は今これをやりたいからぜひこのことでお金が欲しいんだっていうようなのが伝わるような書き方をしてもらいたいと思うんですけどね。これを私見たら、選べる使い道っていうので、一番上に出てくるのが町長にお任せっていうところが出てくるんですね。ちょっとインパクトが薄いかな。その後に快適で安心して暮らせるまちづくりだとか活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり、福祉とかいろんな使い道があって、最後に那智の滝の水の保全っていうのも出てるんですけども、うちはそういう地震が差し迫ったのが、防災に使いたいだとか、もっとこの町はもう真剣にこのふるさと納税でお金を集めようとしてるなっていうのが伝わるようにもうちょっと工夫してもらいたいなあって思うんですけど、ちょっとこれ考えてもらえませんか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 使い道についての御質問です。

現在はそういう具体的な事業名、そういったことを表示しておらず、先ほど議員さんおっしゃいました町長が指定する事業とか快適で安心して暮らせるまちづくり、また地域の個性を生

かした活力あるまちづくり事業など、最後に那智の滝源流水資源保全事業基金というような表示の仕方をしております。こういうことも課内ではなかなかわかりづらいついていうところもございまして、できるだけそういう具体的な事業名を書いて、そこでそういう事業に使ってまわっているような、そういうような方法もいいんじゃないかということで今そういうことも検討してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今言い忘れたけど、例えば中学校の給食をぜひ実現、それに資金が欲しいだとか、そんなのも入れたら伝わるのかなあという思いがしました。

あと、これふるぽで余談で見てておもしろかったのが、100万円寄附してくれた人にはマグロの解体の出張サービスが行くっていうのが載ってましたね。あれは冒険したなと思って。観光産業課のほうから入れてよって言ったのかなっていう深読みしましたけど、なかなか冒険で、これあったら大したもんやなど。また、ぜひもし100万円の寄附があつてマグロの出張解体というのが一件でもあったらまた教えてください。

あと、ふるさと納税でほかに頑張ってるところを見習うべきだと思ってるんなどころを調べてみたんですけど、有名な都城が何十億円、70億円も集めたとかとてもまねできないところがあるんですけども、平成28年のふるさと納税の受け入れのランキングで、12位っていうところで長野県で小谷村っていうところなんですね。「小谷」って書いて「おたり」って読むんですけど、人口3,000人ぐらいの小さい村なんですね。場所っていうと白馬村の北隣っていうことで、長野県の一番北なんですね。その小谷村っていうところが平成26年はわずか600万円だったんですよ。それが平成27年に2億円に一気にふえて、平成28年は一挙に27億円までふえてるんですよ。ホームページとかいろいろ見ても、そんなに町外の産品とかで無理やりふやしてるっていうふうでもなくて、ここはスキーで昔は冬場に白馬の隣っていうことなんで、宿泊券のそういう割引券みたいのをどうもたくさん売ってるような感じなんで、その辺がどんな売り方でこんなに出てるのか調べていったらうちも参考になるのかなと。あとは、モンベルっていうアウトドアのメーカーだとかそういうこと提携して、そういうところの物品と関係してるんだけど、直接聞いてこれはもう直接行って調べないとわからないんですけど、かなり参考になるものがあるんじゃないかなと思うんで、この長野県の小谷村っていうこの人口3,000人の小さな村でこんだけ頑張ってるんで、一回総務課の担当者に調べてもらって、本町がまねできる部分があったらぜひ取り入れていただきたいなあと思います。

ふるさと納税については、以上にさせていただきました、2番目の質問の外部の視点を取り入れた観光まちづくりというところに移ります。

今本町は、京都橘大学とのふるさと協定っていうものを締結して、そしてその橘大学の学生さんがここ数年間本町に訪れて、いろんな調査をしてくださってるっていうことを新聞等で聞いてます。総務の委員会等では説明があるのかもしれないんですけど、私の知識だとそれぐらいなんですけど、この協定の締結の経緯だとか内容だとか、これはいつまで続いていくものだと

か、あとこれに対して何らかの県内どっかの助成金みたいなのがおいてるのか、その辺わかる範囲で説明をしていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 京都橘大学についての質問でございます。

京都橘大学とは平成28年6月に大学のふるさとに関する協定を締結しており、お互いの緊密な連携のもと交流を図り、大学においては人材育成それから研究、実践及び社会貢献、また本町においては多様な地域課題への適切な対応と地域の活性化に寄与することを目的として締結されております。

議員おっしゃられました何年まで続くのかということでございますけれども、現在は3年計画ということで組んでおりますけれども、いつまでということではなくて続けていきたいと考えてございます。

以上です。

[7番曾根和仁君「あと、助成金みたいなのはおいてるんかどうか」と呼ぶ]

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） この橘大学とのそういう事業に関しては、助成金とかは特にいただいておりません。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 県の後押しで結ばれたということで、当然大学としても毎回何十人という生徒を送り込んできてるんで、交通費の補助だとか何か県なり何かどっかからあるのかなと思っただけなんですけど、町はどうも出してないみたいなんでね。今文化系の学部っていうのはどんどん予算を削られてるんで、その辺がちよっと気になって、何もないとこれ続けていくっていうのも難しくなっていくのかなっていう気もしたんでその辺お聞きしたんですけど、ないということでしたらそうですね。

これを私は非常に評価したいのは、観光の要はコンサルタント的なことをしていただいているんですね。外部の視点、つまり特に若者の視点で我々がふだん見落としがちな新鮮な視点でいろんな町の、特に観光振興について我々にいろいろ気づかせていただけるようなところを指摘していただいて、文書にまとめてくれてると。もう既に3年目でもう3回まとめていただいたということで、普通でしたらこういった観光のコンサルティングとかマーケティングの調査をコンサル会社にやらせたら、もう数百万円とか1,000万円単位でお金がかかるんですよ。以前うちの町も船井総研だとかあんなとこにやらせたらと思うんですけど、お金をそんだけかけた割にこれがこういう成果が上がったかというのを聞いたことないんですね、失礼なんですけど、何かやったと思うんですけど。ですけど、これさっきも言ったように、うちは全然予算も使わないのに大学さんがこうやって学生連れてきてくれて。今まで3回レポートをまとめてくれてあるらしいんですけど、1回目と2回目はもう、これホームページを見たらすぐ手に入るらしいんですけど、この一番新しいつい8月にできた正式には京都橘大学熊野再発

見プロジェクト第3回熊野再発見ツアー2017報告というんですけど、これを観光産業課のほうでいただいて、誰でもこれ閲覧できるっていうことでもいただいたんですけども、25ページほどのもので、内容もコンサル会社がつくるようなのだと、もう我々が手が届かないようなここをこうしろとか提案はすばらしいんですけど、以前も築地のところに温泉を流して湯気を出して温泉のにおいを町ににおわせたらお客さんがもっとふえるとか、そんなのもコンサル会社に提案を受けたっていうけど、そんなのだととてもじゃないけどできないような提案で、だけこの学生さんのこの提案っていうのを読ませていただくと、あっさりもうできそうなことも幾つも書いてあるんですね。だから、身の丈に合った提案っていうことで、非常にこれためになったんですけどね。これは総務課長なり観光産業課長あと町長は読まれましたか。今まで3回出されてるんですけど、目を通されました。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 大学生の報告ですよ。この間も報告会がございまして、私も出席させていただきました。若者の視点で見た、また観光客の目で見た視点、いろいろ商店街なり観光の面について、本当に若者でしかわからないような視点での意見がございました。私もなるほどなというような意見もかなりありまして、簡単に今すぐにでも取り入れていけるような御意見もありました。その中で、私ども初め旅館組合また観光協会、商工会さまさまざまな団体さんもございました。また、そういう団体ともども、町も入れてですけれども、今にでもやっつけられるような意見についてはすぐにでも取り入れていきたいなどは考えておりました。以上です。

○7番（曾根和仁君） 町長、交流会に参加してっていうんだけど、これもう冊子になったような状態のを観光産業課長なり町長は読まれました。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

私らもちろん目は通してございますし、協定があってから2年目ですけども、3年前の第1回目から報告会のほうも参加させていただきまして、おもしろいアイデアからちょっと不可能なアイデアまでいろいろいただいて、総務課長も言いましたけどもすぐにできることもありますので、一つとして協会でもインスタグラムを立ち上げるとかすぐにできることはやっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私はこの反省会等には参加はしてませんけれども、報告によりますとこの3年間レポートなり大学生がつくってくれたものを担当教授の先生がまとめ上げてくれるというようなことを話では伺っております。それを今度集大成ができた分であれば、その辺についてを参考にしながら我々の観光に反映できるものはしていき、産業に反映できるものは反映していくということでやっつけられると思っております。

それで、そもそも最初の発端は、うちの職員、OBでおられる方がもう20年ぐらい前から橋

とのつながりをつくっていただいたということから今日にでき上がってきたと。その間単独で大学とうちと協定するという中で、県のほうが仲介役ということで入っていただいて、この運びになったということです。今後もしできる限りそういう部分についてのよきところを取り入れながら、交流を進めていければと思っております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これ学生が書いたってということなんで文章的にはちょっと稚拙な部分もあるんですけど、新鮮っていうんか、これずっと読ませてもらってたんですけど、これ読むと本当学生の視点というのは新鮮で、ああ、そうかっていうところがあって、それに反して自分は本当に年をとってしまったなって、こんなことも感じなくなったんかって反省させるところが多いんですよ。

一つ気になる、先ほどこの協定がいつまで続いていくのかっていうことを。とりあえず熊野再発見プロジェクトっていう、先ほど町長が言った役場のOBの方が骨折ってできたっていうのも書いてありますけども、当面これ3年間この調査をやっていたんですけど、それで総務課長は今後も続けていきたいって言われたんですけど、非常にこれ心配なことがありまして、今回やってくださった先生が木下さんっていう教授なんです。たまたまこの人がフェイスブックっていうSNSで発信をされていて、私は全然友達申請してないんですけども、公開の投稿なんで誰でも見れるんでたまたま目についたんですね。そっくりそのまま、これ短い文章なんで、この木下教授の投稿を読ませてもらくと、この研修は今回で3回目となり、この研修っていうのはこの熊野再発見プロジェクトの2015年からやってる、2015年、16年、17年、だから今回で3回目となり、大体の地域課題と提案は出そろってきたように思います。あとは地域がどう動くかということに尽きます。助成もないので少しずつ手を引いて見守る形になればと思っています。全くびくともしない大きな岩盤を地道に掘り下げていくような3年間で、それも無償でよくやったなあという感じですよ、こう書いてあるんですね。これは結構意味深長で結構きつい文章ですよ。だから、さっき本当に助成が何もないのかって聞いたらないってことなんですけども。この先生はこの勝浦だけが研究エリアじゃなくていろんなところに調査に行ってるんですね、同じような。だから、当然研究室の予算というのは限られてると、そういう中でこっだけ3年間頑張ってくれたんですけども、少しずつ手を引いて見守る形っていうことをここではっきり言うてるんですよ。それで、あとは地域がどう動くかっていうことなんです。これはちょっと総務課長がさっき言うた希望とは違って、こちらはもう3年間これだけ私としたら学生も投入して調査もやったんだから、もうそろそろ行動に移してくれんと、あとはもう知らんよと言ってるようにも聞こえるんですね。それがもっと明確な形で書いてあるのが、この一番新しいことしの2017年のプロジェクトの、これ9割方学生がまとめたんですけど、24ページ、25ページの2ページぐらいだけを先生が直接執筆してるんですね。最後のまとめみたいところを先生が書いてるんですけども、これは結構厳しい指摘っていうんですか、書いてあって、ちょっともう長い文章なんで具体的に読み上げないんですけど、もう自分らも3年間こっだけやったのに、なかなか町がアクションを起こしてくれないっていう不

満を最後の文で先生じきじきに書いてるんですよ。だから、この先生としたら、自分たちはやることはもうやったんだから、あとはもう本当に町が自分たちの調査した成果をもとに何かアクションを起こして行ってほしいと訴えてるんですね。だから、そこを読み取ってほしいんですよ。もう非常に踏み込んだとこまであって、那智勝浦町の役場には地域をブランディングする部署がないと。だから、地域ブランディング課っていうのを創設するぐらいの気持ちでやってくれよということまで踏み込んだ提案で、それは要は観光だとかまちづくりについての企画部門みたいのを役場でつくったらどうかということまで言ってるんで、ここら辺を真剣に受けとめたほうが、今後も協定を結んだからまだ来てくれるだろうと思ったら大間違いだと思うんで、その辺よく考えて。これもさっきの課で連携してほしいんですけど、調査は総務課が担当してやったと思うんですけど、結果的にはあとやることは観光産業課の仕事なんで、これどう課内で調整して、今後これを本当にアクションに結びつけていかって、その辺どう考えてるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

議員おっしゃられました今木下先生という大学の先生のお名前が出てきました。それで、木下先生のやっている事業としまして、熊野再発見プロジェクトというのがございます。この熊野再発見プロジェクトというのは、協定を結ぶ前、平成27年から本町のほうの地域振興を目的として組織化されて、地域の資源の再評価事業と学生による地域の診断や意見交換を行ってございます。この熊野再発見プロジェクトに関しては27年から始まりまして、ことしで29年度ということで3年間で終了ということになります。また、その橋大学との協定に関しましては、また28年度から3カ年事業で年次計画をつくっております。那智勝浦町と京都橋大学ふるさと交流事業ということで30年度までは予定してございます。ですから、特にそういうことでなくなってしまうということは、まだ30年度までの計画がありますので、今後30年度までの計画ですけれどもその後の橋との計画もありますので、木下先生のほうの、私もちょっと存じませんけども、学生の見た視点での地域に対する意見等は今後担当課とも協議しまして、また取り入れていけるものは取り入れて、活性化につなげていければと考えております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これ観光産業課のほうにも伺いたいですよね。これレポート3回受け取って、これをもとに観光協会の皆さんと話し合っって何かやっっていこうよとか、そんな話っていうのはこの3年間なり、今回これ最終のレポートなんですけど、今までそういうことをやられたかと今後やっっていくという考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

この3年間は調査のときということで、アクションのほうは起こしてございません。最終年度ということでレポートもまとまってきてございます。このレポートを今観光協会を中心としまして項目別に書き出しを行ったところでございます、この書き出ししたものについてまた

皆さん寄っていただいて検討して、できるものを探してといたしますか、やっていきたいという考えはございます。そしてまた、中身を見ていただいてよくわかると思うんですけども、基本的にはまちづくりっていうのが基本にあるような感じも私は見受けられてございます。そういった中で、協会あるいは商工会の方々との話し合いで終わるのではなくて、町なかの方にも参加していただくなり、あるいは回覧で回すとかいろんな方法で伝えていくほうがいいのかなどは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今課長が最後に言われた、これ町民にも関心のある人には見てもろうたらええような内容なんですね。だから、新聞ではこういう調査が行われたっていうのが載ってるんですけども、これ本当にみんなに読んでもらいたいなっていう思いが非常にするんで、何かそういう思いのある人にはこれ読んでいただけるような、回覧で回すにはもう大き過ぎるんで、方法を考えて、みんなが取り組めるようになっていうことなんですけども。本当にじゃあアクションを起こせるのかっていうと、実際そういうアクションプランっていうか計画をじゃあ誰がやるのっていう問題と、その計画もきちっとつくらないと、すぐやれるのはすぐやるっていうことでできると思うんですけど、中・長期的に取り組まないとできないような問題っていうのは、やっぱりそういうアクションプランのような観光振興計画みたいなのを町できちっとつくって、その中に盛り込んでいかないといけないわけですね。そうすると、もうつい観光協会とお話してやるわっていうにはいかない、実際そうなるともう町長が観光産業課なり総務課なりに指示を出して、その計画をつくりなさいっていうようなことで動いていかないとできない。

町長に伺いたいんだけど、今までこれ3年間やっていただいたんですけども、きちっと指示を出して、こういう計画までつくって動きなさいっていう、そこまでやらないと課長らはほかの仕事も抱えてるわけなんで、今はそういう答弁をしていただいたんですけど、動き出さないとか出せないと思うんですね。だから、その辺をしっかりと指示をすぐにでも出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 3年間やった調査のまとめをやるということなんで、それを見ながら、議員もしっかりと予算づけをやって、町の活性化につなげていけというて激励していただけるのであれば、我々もしっかりとその辺も受けとめながら、今までいろいろなことをやって否定的には言われましたけれども、そこまで押ししていただければよかったら、私もしっかりとその辺も担当課のほうに申しつけていきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 町長が今何か否定的なことを言われたけど、私の記憶で観光振興について今まで一般質問等で何か町のやってることに否定的なことを言った覚えはないんですけど、これ別にもう取り消せとか言いませんけど、経済の委員会に入ってませんし、自分の記憶では、

今回新たに議会に入ってからにはマグロの出張解体のことも今回のにぎわい広場の件でも常に観光振興については応援をし、むしろ予算をもっとふやしてもええぐらいのことを言ってきたんで、その辺誤解じゃないかなと思うんで、それだけ町長には伝えておきたいんで、そういう余計なことは私言うてほしくないんですよ。だから、しっかりこの指示を観光産業課長に対して、先生にこれだけ言われてるんだから、フェイスブックでこんなことを言われたらうち恥ですよ、これ。先生、3年もこんなにやったのに、那智勝浦町は何も動いてくれないんやよ、愚痴ですよ。公開の投稿でこれ見れるんだから、そんなに思われちゃう。本当に今すぐにでもこれ動き出さないといけないっていうことを改めてお願いをしておきます。

2番目の外部の視点を取り入れたまちづくりについては、これで終了します。

3番目の若い世代の声を町政にどう反映させるかという最後の質問に移ります。

今若者世代の政治離れというんですか、そういうのが問題になって、本来一番将来負担がかかってくる若い世代が、いろんな理由があると思うんですけど、国政に限らずこの地元のそういう政治というものになかなか関心を持ってないと、これは我々議会の責任もあると思うんですけど、一端は持っていると思うんですけども、そうした若者にとにかく政治に関心を持っていただく、特に身近な地元の自治体の政治に関心を持っていただきたいと私は非常に思っているんですが、これ約4年前だったと思うんですね、ちょうど今から、この明日をかたる那智勝浦町活性協議会っていう協議会が結成されて、私いつも何か反対するっていうけど、珍しく町長に対してこれは非常にいい試みだと評価したと思うんですね。若い世代の住民とうちの役場の若手の職員で町政について、町の振興について協議する会をつくるっていうことを聞いたんで、私はこれ評価するっていう意味と、ただ運用については当時町長が私的な諮問機関として立ち上げるっていうんで、当時の設置要綱があるんですけど、非常に忙しい若者に対して無報酬で町について協力しろっていうようなことだったんで、そうではなくて、もうせっかくこういういい会を立ち上げてくれたんだから、きちっと身分を保障して有効に回っていくような会にしていきたいっていうような質問をした覚えがあります。その後私は議員を一端退いてたんでどうなったかわからなかったんですけども、2年ぐらいのうちにどうも自然消滅的な形でなくなってしまったということを知って非常に残念だなと思ったんですけどね。今は改めてこういう会がまた必要じゃないかなと思うんですけども、当時のことにさかのぼって申しわけないんですけど、せっかくこのように4年前できた会が、もうどうしてこの尻すぼみでなくなってしまったかっていう、その辺の経緯ですね。あと、実際どういう成果を、何回ぐらい会合をやって、こんな報告があったとか成果があったっていうその報告も含めて、どうしてこれ消滅しちゃったのかなと総務課のほうでわかったら教えてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 明日をかたる那智勝浦町活性協議会についての質問です。

明日をかたる那智勝浦町活性協議会ですけれども、町長の私的な諮問機関として位置づけ、地域の若者がまちづくりの主体となり創意工夫し、那智勝浦町の活性化を目的に平成25年4月1日に設立されております。各分野、各産業で活躍されている若い方たちに集まっていた

き、それぞれの立場から見た町の現状、課題などを出し合い、皆さんで話し合っていたき、どうすれば町の活性化につながるかなどについて考え、意見を出し合う場としてございます。また、集まった意見を参考に今後の行政運営に反映していこうとするものでございます。

どうしてなくなったかということなんですけれども、メンバーは若い方で形成されておりまして、子育て世代であることなどから仕事があり、また家庭がある中でだんだん集まる機会が少なくなりまして、また集まる方も限られてきた、そういった中で自然消滅といえますか、一旦区切りをつけたような形になってございます。

それと、活動状況でございますけれども、平成25年に9回ほど、それから平成26年は10回、そして平成27年につきましては1回の会議ということで、合計20回の会議を開いてございます。年度末にはそれぞれのテーマに合ったものをまとめて報告していただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） これなくなったことを責めてるんじゃないんですけど、また新たにこういう会を別の形でいいんで今この本町でつくられないかなという。だから、また新たにつくる場合には、前回なぜうまくいかなかったかっていう、その反省を生かしたいんで聞いたんですけども、町長に伺いたいんですけど、これなくなっていったときに、町長としたらもうちょっと続けろとか続けてほしいとかというふうに会長なりに一回打診っていうんですか、町長として要望を伝えなかったのか、これもうやむを得んということで簡単に認めてしまったんか、その辺どうだったんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 一つの区切りとして観光マップとか、活動としては地域におのおののチームで調査しに行ったりとかということ活動をいただいて、まとまったものっていうことで一つの成果本の観光マップというのをつくったんですけども、その中で継続してやりたいという会員っていうんですか、委員もおりました。しかしながら、今総務課長も言ってましたように、なかなか働きながら曜日を決めて会うというのが難しくなってきたというのがあって、その間どういうふうな形で存続させるかっていうことはなかなか難しくなって、したいっていうのもあったんですけど、続けていきたいというのはあったんですけども、ちょっと休止というんですか、これは廃止したわけでも何でもありませんけれども、そういう形で今あるわけで、今後も議員おっしゃるようにみずから我々もこの町のために頑張っていきたいっていうような声が上がってくれば、またこの会を立ち上げていって、今度は予算化もやって、いろんなことの視察もできるようにやっていければと思っております。そういう計画も立てたんですけども、そのために補助金ももらいにいけるようにはしたんですけども、なかなかうちのほうも2分の1の負担っていうことができなかつたということもあって、そういうところまで行けなかつたというのは残念に思うんですけども、今後はそういう休止した委員が復活できるのであればやれればと思っております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 一番ひっかかるところは、かつての要綱を見ると無賃っていうところがひっかかるんですけど、町にいろんな審議会や国保の料金のですとかいろいろありますけど、大体1回4,000円か4,500円もらってるんですね。それで、大体皆さん年配の、年配っていったら失礼ですけど熟年世代の方で、それほど経済的に困窮してるような人じゃない。一方で、先ほど休止になった理由が仕事で忙しいと。そういう人にわざわざ出してもらって無賃っていう、そこら辺が。無賃の協議会、審議会というのはあるんですかね。異例じゃないですか。当たり前にか払うべきだったんじゃないかなと思うんですけど、総務課に、無賃の町のそういう委員っていうのはあるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

先ほども答弁させていただきましたけども、この協議会ですけれども、町長の私的な諮問機関として位置づけて設立されております。ですから、公的ということではなくて、公的というような諮問機関になれば、当然条例、規則の設定等も必要になりますけれども、私的な諮問機関として設置されております。また、平成27年度に関しましては、町長の私的な諮問機関からただの任意の機関に変わってきまして、そういうことで報酬等は支給してございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今総務課長の言うた私的な諮問機関ということだったんですけど、そのときにはそれでもまだ諮問機関ということだったんですね。それについての要綱もきちっとあったんですけど、その次に全くの任意の組織になってしまったわけですね。だから、町長の諮問機関ですらない、要はもう若手の職員と町内の若い世代の方たちがただ協議する場っていう。一番いかなのは、みんなそうだと思うけど、当てにされないと一生懸命やる気になりませんよね。だから、ついの本当に任意の会だったら、じゃあ実際そこで協議された内容が議会なりに報告されるだとか、何か彼らも成果をみんなに発表できるとか、それが何かの形で予算化、事業にも結びつくとか、そういう成果、手応えが感じられないと彼らもやる気をなくしちゃうわけですね。もうお金はもらえない、全くの任意の会っていうことだったら、もう当然続けても意味がないよってなってしまうわけですね。だから、その辺が問題だったと思うんですね。だから、彼らの待遇をもうちょっと見てやれなかったのかなというのが非常に残念で、その辺が今後また新たな組織をつくるとしたら一番考えなければいけないことだと思いますね。

それで、今は別の部署に行ってるけど、当時企画の職員が担当してたと思うんですけど、その方にもどうしてだめだったの、残念だったねっていうたら、そうですねという話で、実際国の地方創生の総合戦略を立てるときに、地域の若い方を集めて新たに組織して活動し出したという、全国でかなりそういう自治体があるんですけど、だから本当はそこまで何とかこの組織がもってたら、そこへちょっとつなげていくということができたんで、その担当の職員からしたらちょっともったいなかったなあと、もうちょっと続けてたらちょっとその総合戦略を策定するときの、結局子育て世代の方の意見を聞いてそういう政策をつくっていくんだから、もうそ

の方にそっくりそのまま町の審議会に入ってもらったら、だからちょっと早過ぎた試みだったなんて、それは言いわけだろうって言ってやったんですけどね。だから、その辺が非常に残念だったんです。

じゃあ、実際どんな町でそのような形でうまくやってるところがあるのかっていうところで、2つの自治体の事例だけちょっと紹介させてもらって質問を終わりたいと思うんですけど、1個は山口県に阿武町っていう町があって、これも小さな3,500人ぐらいの町ですね。さっきの小谷村と同じぐらいですけど、ここうちの協議会のような形で若手を組織したんですけど、これは総合戦略をつくるということに当たって、もう本当に萩市の北隣で過疎の町なんで、このままでは生き残れないというところで総合戦略をつくったんですけど、それをつくるに当たってでも、普通やったらコンサルを入れて多分各部署の課長クラスで協議すると思うんです。そうじゃなくて、もう20代、30代の役場の職員にこういう計画をつくらせたいです。当然コンサルも入ってると思うんですけどね。でき上がったのを見ると非常にきれいなデザインをしてたんで、ホームページで見た限りでは。けども、多分内容については、この20代、30代の役場の職員が結局は少子・高齢化、彼らも役場の職員と同時に地域の住民であるわけだから、彼らが結局しょって立つっていうことで、だからもうそういう職員に町の将来を託すっていう意味でも、この若い職員につくらせたいと思うんですけどね。普通やったら、うちの町でもそうですけど、総合戦略を一旦つくったら、要は国の補助をもらうためにアリの的につくって、あとはもうそれそのままっていうような感じにどうもなってますけど、塩漬け。そうじゃなくてプランをつくったら、さっきの観光と一緒になんですけど、じゃあ具体的にはどうしていくかというアクションプランみたいなのも同時につくって、この町は8つぐらいの実際にこういうことをやっていこうっていうプロジェクトをつくった。そこに若手の職員と地域の若者たちを入れて、今プロジェクトに取り組んでるっていうことなんです。だから、そういう形のやり方っていうのが非常に参考になるのかなと思いました。

あともう一つも同じような事例なんですけども、香川県の多度津町っていうところで丸亀市の隣、これはもう2万5,000人ぐらいの大きな町なんですけども、ここもこの地方創生で総合戦略をつくるに当たって、各課から1名から3名の約20名の若手の町の役場職員と町内の各種団体だとかそういうところから同じぐらいのメンバーの若者世代を集めて、この地方創生、これ計画をつくるだけじゃなくて、計画をどうやって実行していくかっていう、そういう活動してるんですけど、ここはもうそのプロジェクトを、これはタウンプロモーション事業っていう事業化してる、どんな予算をとってやってるかはわからないんですけども、それを実現するに当たってもう課まで新しく、先ほどの観光のところで地域ブランディング課っていうのをつくったっていう木下先生の提案がありましたけど、この多度津町は、何か名前が変わってるんですね、多度津町まねきねこ課っていう課をつくった。お客様を招くというかどういう意味なのか、過疎なんで将来人をふやすために人を招くっていう、そういう課をつくって、総合戦略を実際に行動に移していくっていう。そこに若手の職員だとか地域の若者がかかわってやっていくっていう。これも実際ホームページ、インターネット等で得た知識なんで、実際にこれ

視察に、直接調査に行かないと本当にうまくやってるかどうかでわかりにくいですが、少なくともここでは既に平成29年3月段階でもう11回会合を重ねてるってことなんで、それ以降までもっとやってるんでしょうね。だから、そういうことでうちも考えていってほしいんですね。

私が言いたいのは、若い世代の方の意見を吸い上げるってことで、うちの若い職員が育っていくっていうんですか、そこを期待したいんですね。若者の意見を聞けっというんじゃないくて、それを聞いて、結局今うちが大型事業をいっぱいやって、じゃあその返済時期っていうと、一番苦しくなってるのが15年後とかそれぐらいですね。そのころはなかなか今ここにいらっしゃる方ももう現役退いて、実際には30代、40代の職員がそれについて苦しむことになりかねるので、そうならないように、要はもう彼らのためでもあるんやっということで、役場の若手の職員の奮起を促す。若手がそうやって頑張ったら役場も町も変わっていくと。だから、町民が変われっというよりも役場が率先して変わり、町が変わっていくという、そんなふうな起爆剤になるように、先ほどの観光についての外部の視点を積極的に取り入れるとか町内の若手の意見を取り入れる、それはその方たちのためじゃなくて、もう役場のためでもあるっていうことなんで、すぐにこれ制度化は無理でも自主的なサークルでもいいから、役場の若手の職員ととりあえずは商工会の職員と交流しようとか、そういうぐらいから初めてもらえないかなと、再びね、思うんですけども。どうですか、総務課長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 今後のことについてでございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり若者の意見を酌み上げるということは大事なことでございます。また、その酌み上げた意見をどうやって再生していくのかということも今後重要になってきます。また、予算づけとかそういうようなシステムづくりも必要になってこようかと思えます。先ほど総合戦略というお話も出ました。この総合戦略には若者の御意見等も取り入れた計画書になってございます。この計画書なんですけれども、検証も含め、また実施も含め、いろんな面で議会の皆さんの意見も聞きながらですけれども、この計画書を実行していけるように取り組んでいきたいと思えます。また、先ほど言いました、明日をかたる活性協議会でないですけども、そういった若者を取り入れていく組織ですけども、現在は総合戦略というような計画がございまして、特に現在すぐというようなことは考えておりませんけれども、今後必要に応じてそういうことが出てきましたら設立していくということも考えられると思えます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 曾根君。

○7番（曾根和仁君） 長期総合計画ですとかそういうところもあるんですけども、そういうところはどうしても各種団体長ですとか年長の方が多いですよ。区長さんも大体年長の方が多くて、行政との接点がなかなかないと。何とか若い世代の方に町政に関心持ってもらうために、ぜひとももう一回別の新たなきちっと制度化した形をつくってほしい。それについては、先ほどの観光振興についても同じで、これいいレポートをもらえたねで終わってしまうんじゃない

て、実際に何らかのアクションプランをつくって、それを実現するための組織、それをその若い人らとか役場の若い職員にやってもらってもいいんですけどね。そういう形で若手の力をこれから引き出して、外部の力とそういう若手の力で町を変えてもらうという、そういう方向で頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中岩和子君） 曾根議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開15時05分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時44分 休憩

15分05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、1番荒尾議員の一般質問を許可します。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） それでは、一般質問させていただきます。

町長、あなたは那智勝浦町長の立場についてどのように考えていますか。端的にお答えください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 那智勝浦町をリードしていく立場でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 私は、町長は那智勝浦町の代表であり、行財政のかなめである役場をまとめ、町立病院や太地町と2町で運営している大浦浄苑の管理者で、町運営の最高責任者です。役場をまとめるにはやはり職員との信頼関係が大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） もう一度言うてあげてください。

○1番（荒尾典男君） 役場の職員との信頼関係が大切だと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 信頼関係というのは、お互いがどう考えるかということでありまして、私自身は職員に対して別にとやかくというようなことは言ってないつもりでおります。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 議事録では、平成27年9月15日に津本議員が一般質問でパワーハラスメントの定義を言っていますが、覚えていますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私はパワーハラスメントという意味で言うたわけじゃなし、当然この職員としての自覚を促すために、私の言うことについて、ついてこれない者はやめていただいても結構ですということは言いました。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

- 1番（荒尾典男君） 議事録では、津本議員の質問に対する答弁で、今言ったように私についてこれない者はやめたらええというのは言うたかもわかりませんと言っています。ついてこれない者とはどういう意味で言ったんですか。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） だから、奮起してもらうために言ったわけでございます。
- 議長（中岩和子君） 1番荒尾君。
- 1番（荒尾典男君） 町長はその後の答弁で、個別的なことでそういうことは言うておりませんと言っています。実はあなたが1期目に当選されたとき、おまえをこき使って過労死させてやると言ったことを覚えてますか。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） それは記憶にちょっとございません。
- 議長（中岩和子君） 1番荒尾君。
- 1番（荒尾典男君） 1期目当選後の県庁挨拶回りのときに、4人の課長と昼食後の雑談のときに、そのメンバーの中で国体開催時に退職前の課長が1名だけいまして、国体は大変だという話のときに言っています。このメンバーで退職していないのは俺だけと言った後、町長が、そうか、国体そんなにしんどいんやったら、おまえをこき使って過労死させたるからなと言っています。覚えてませんか。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） ちょっと覚えておりません。
- 議長（中岩和子君） 1番荒尾君。
- 1番（荒尾典男君） その課長は目が点になるという表現がわかったと。しばらくは何を言われたのか理解できない状態だったと言っています。それでも覚えてないですか。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 覚えてないです。
- 議長（中岩和子君） 1番荒尾君。
- 1番（荒尾典男君） その後、予告どおり国体を取り扱う部署に人事された課長は、町長、あなたに対して、言ったとおり俺を殺すつもりかとあなたに苦情を呈していますね、15分間ぐらい。この課長も国体開催の前に早期退職をされています。この15分ぐらい苦情を言っているときのこと覚えていませんか。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 国体の前にやめたという、そういうのは覚えておりません。
- 議長（中岩和子君） 1番荒尾君。
- 1番（荒尾典男君） 町長は覚えていないかもしれないですが、その方は今言われたように大変な思いをしているわけなんですね。退職されたんですよ。これは完全にパワーハラスメントに当たると僕は思います。このような町長の言動は、職員だけでなく一般の方にも及んでるんですね。私の知人の女性が、雨の日に朝日のもとだるま食堂の角のところで、傘を前かざしにし

た人と女性が運転した車が接触しそうになり車をとめると、傘を上げた人が町長で、にらみつけられ怖くなり車を発進させると、あほうとほえられたとあって、どこに言えばいいのかと怒っていました。それも覚えていませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 覚えてないです。申しわけないです。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 町長はこういう言葉を発しても覚えていないんですね。相手に対して過労死させるとか雨の日にあほうとどなったときとか、大体普通はちょっとまずいなとか後でちょっと言い過ぎたかなというふうな気持ちを少しは持つぐらいの言葉だと思うんですけどね、こちら辺は。それも全然覚えてないっていうのは、ちょっとおかしな感じですね、これ。これは覚えてないって言うんですから、ただこのときに4人の課長もおって、そして本人もここまで詳しく言ってますんで。この女性も別の人にも伝えてます。

次に、町長の出張時の行動についてですが、平成23年9月4日に紀伊半島大水害があり、大変だった次の年、平成24年1月20日から22日まで、東京にてそろそろ和歌山へ行ってみようキャンペーンが行われ、20日の夜は原宿でマグロ解体ショーを行い、21、22日と有楽町の紀州館前の広場で東牟婁の物品販売を行っているのを覚えていますか。災害の次の年です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ちょっと記憶にございません。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 物品販売で、町長、あなたは朝出てくると、パチンコに行ってくるわと言ってパチンコに行くと、昼に来て、くそ、負けたげ、昼飯食ってくるわと言って、もうその後戻ってこなかったというんですけど、覚えてませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 有楽町の広場のとこでやったということやね。それは、ある程度その場所でおりました、私も。休憩行くのにパチンコへ行ったかもわかりません。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） いえ、休憩じゃないですよ。そのとき昼戻ってきて、負けたげ、昼飯食ってくるわと言って昼食に行ったんですね。その後は戻ってきてないということなんですよ。そのとき隣のコーナーでは、古座川町の職員と町長が一生懸命物品販売をずっとやってたそうです。那智勝浦町のコーナーでは町長がいなくて、職員だけで販売をしてたので、古座川町の町長が那智勝浦町の職員を昼食に誘ってくれて、おごっていただいたと。このことについて、町長、本当に休憩時間だけ行ったということですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ある程度その場所で私もおったと思います。ある時期にそういうふうな形で休憩をとりに行ったと思います。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） ある時期に、来てすぐ出ていったと言いましたよ、私が聞くには。いなかったというのを聞いてますよ。こういうふうに出張で東京までお金を使って行って、物品販売をせずにパチンコに行くのは、町民の方々も許さないと思います。

そしてまた、次、町長の言動による町財政への影響について質問します。

新病院建設事業が紀伊半島大水害及び和歌山県による南海トラフ巨大地震での新病院建設用地の津波浸水想定等でおくれる中、新病院建設のための和歌山県地域医療再生計画に係る基金負担分4億4,100万円について、県にその保持をお願いしていましたね。これはわかっていますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時8億円っていう補助金だったと思うんですけども、ほかにも補助対象が出てきたということで4億円というふうに減額されました。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 正確に4億4,100万円ですが、その中、町長は建設課長と東京出張のおり、某国会議員に病院建設のため、別の補助金等についても相談し、そのときに補助金の提案をいただいたと、そういうことがありますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あの当時、国交省のほうで、バリアフリー化のためのエレベーターの部分については、その方法でもできるかもわからんっていうことはありました。そういうことを補助金の対象に入れていったらどうだということも私も言いましたけれども。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） そうですね。そんな状況の中、町長は和歌山に出張しまして、そのときに県庁に出向き、和歌山県地域医療再生計画に係る基金負担分4億4,100万円は必要ない旨の発言をしとありますが、そういうことを言った覚えはありますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 補助金についての対象項目について否定することは、一切私は今までしておりません。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） このときにちょうど私も入ってたんですけど、その病院の推進室のほうへ。それを聞いた県の担当者から、新病院建設推進室へ本当に不要なのかと電話があり、推進室は絶対に必要と回答し、保持を懇願したとのことであります。私は当時、今さっき言ったように、新病院建設調査特別委員会の副委員長をしていて、建設の財源内訳について聞きたいことがあり、推進室を訪れたら、ちょうど県からの電話の後でした。町長、そのことについては4億4,100万円は必要ないといって国会議員の方から提案を受けた補助金の額はその当時知ってましたか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 金額は忘れましたが、私は県の補助金が4億円に減ったということ

に対してはショックは受けておりました。

○議長（中岩和子君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 8 億円の予定が 4 億円に減ったということですね。そのとき推進室の 2 名でしたが、ちょうど私が入っていくと頭を抱えてわけわからんと言ってました。もし県の担当の方が町長の発言だけで新病院建設推進室に確認の電話がなかったら、また推進室長が町長の発言を無視し、保持を懇願してなかったら 4 億 4, 100 万円はなくなっていたのではないかと考えていますが、本当に町長はそういうことはないということなんですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 決して私は補助金に対することで、もうこの補助金は要りませんということは一切言うておりません。

○議長（中岩和子君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 補助金の内訳とかそういうふうなことも検証もせず、そういうふうな形で言われたと、私はその職員の方からも話を聞きまして、4 億 4, 100 万円を要らないと言った意味がわからないと言ったんですよ。その後、もう 4 年早く退職しておりまして非常に残念なことだと思いますが、その方も今も悔しい思いをしてくると思うんですが、このときの推進室の担当の方でしたが、本当に悔しい思いをして、4 年も早くやめるなんて異常な状態だと思うんですが、町長、そういうことをどういうふうに思ってます、職員がそんなに 4 年も早くやめることですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私はその本人に慰留しましたけれども、やめるということだったんで、それはそれで許可を出したわけですからけれども、決して補助金について否定するようなことは私は今まででも言ったことはない、これからは補助金としてもらえるものは常にもらえるように前向いて進んでいく方針であります。

○議長（中岩和子君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 大分お二方の話の内容がずれておりますので、まだこれはまたしっかりと確認をさせていただきたいと思っておりますので。

それでは次に、今のところはまた確認をするとして、先ほどの話だと覚えていないというのは言ったかもしれないこともあるわけですか、過労死させてやるって言うた言葉ですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは、言うたとか言わないとかって言うよりも、しっかりとそれは覚えていないという、記憶にないということでございます。

○議長（中岩和子君） 荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） こころ辺もまたちゃんと確認をとって、次にまた質問させていただきますが。

それでは次に、補助金について、補助金の使用内容や見直しについてお伺いします。

最初に、高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会補助金についてお伺いします。

平成28年度で5回分ですか、東京へ行ってるのは。これ途中がちょっとわかりにくくて、11月のところが私はわかりにくいんですが、これ6回って書いてるんですよ。11月のところで12月1日に2回、12万3,540円、12万2,340円というのを出して、11月7日に6万2,388円を戻し入れして、また11月11日に3万6,000円を戻し入れしていますね。そこのところがダブってわかりにくいんですけど、あとは4月26日、10万4,160円を支払いしていますね。5月26日、1万2,320円を戻し入れし、これは女性100人の会の会長を初め2名、1人当たり4万5,920円です。8月19日、16万6,320円を支払い、8月25日、6万8,050円を戻し入れ、これも女性100人の会の会長を初め4名、1人当たり2万4,567円、11月1日、このときが2回になってるんだらうと思いますが、11月1日、24万5,880円の支払い、11月7日、6万2,388円を戻し、11月11日、3万6,000円を戻し入れしています。これも女性100人の会会長初め3名、このとき1回だったら4万9,164円でありますね、1人当たりね。これ2回と換算すると6回になりますが、12月19日、12万3,540円を支払い、12月26日に2万8,110円を戻し入れしています。これも女性100人の会会長初め3名、1人当たり3万1,810円、そして3月27日、12万4,740円を支払い、4月4日に2万8,190円を戻し入れしています。これも女性100人の会の会長初め3名、1人当たり3万2,183円。支出合計53万813円となっています。

ここで、なぜ1人当たりの金額がこんなに異なるかお伺いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 東京への出張は6回行っておまして、4月の場合は紀伊勝浦駅から東京駅までJRを使っております。11月2日につきましては、当初これ県が主催しておりました近畿自動車道紀勢線の建設促進大会へ出席をいたしました。最初の案内では2日に東京で促進大会を行った後、夕方まで要望活動をする予定でございました。ただし、その日は当日になってから県のほうから、要望活動については首長だけで参加というふうになりましたので、日帰りしております。その結果、戻し入れも多くなっております。そして、11月8日、9日に、これは串本町が事務局をしております近畿自動車道紀勢線すさみ・那智勝浦間建設促進協議会の要望活動を8日、9日、2日間にわたって活動しましたので、1人当たりの旅費も11月2日よりも高くなっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） この金額は、1人当たりがいろいろ変わってるのは、そういうふうな説明でわかりました。ほかに加盟団体がありますよね、ここに。曾根議員も変えないといけないと言っていましたけど、加盟団体もある中でここだけが突出して、偏ってこういうふうな動きっていうのも、しかも同じメンバーで、全てあなたの支持者ですね。これはちょっと端から見てもおかしい感じだと受けられると思いますが、町長はその点どう思ってるんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 支持者とか支持者じゃないとかっていうんじゃないで、我々としては一日も早く高速道路の開通を願って行ってる行為であります。うちが支出する金額については、串

本町の場合はそういう民間団体の会に200万円の補助を出しております。うちは50万円というのは、極力そういう部分については節約してやってきております。なぜそういうことをするかというと、国のほうへ行くと同じような要望が何十カ所からも来ます。そういう中で熱意というものは伝えていかなければならないということで、この団体の会長以下副会長に参加していただいているということでもあります。私の支持とか支持じゃないとかというのは関係ございません。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 支持非支持じゃなくて、この予算ですね。これを使うのに50万円出して、ここの3人ほとんどメンじゃないですか。ほかにも団体はあるんでしょう、これ、加盟されてる方は。ほかの人にも呼びかけるべきじゃないですか、これ。私はそうだと思いますよ。そして、この女性100人の会だけで補助金を使い切るのはいかがなものかだと思いますよ。1回で大体8万円から9万円ですね。

私は一般会計の認定のときにお伺いしましたが、私はスポーツ少年団に対する補助金、これ年間71万3,000円ですね。これ1団体に均等で1万2,000円を18団体に渡してるんですよ。そして、団員1人当たり年間1,200円掛ける人数分と聞きました。サッカーや野球の監督やコーチから、グラウンドの使用料が年間8万円から9万円要るそうなんです。それで、みんなから何とかならないかという声を聞きます。これ1回にこっだけ使って、1年間にグラウンド使用料の8万円を払うのを何とかならんかなっていう声が、すごい野球にしるサッカーにしるされてる方が負担になると言ってるんですよ。それと同じぐらいのお金、それ以上のお金になるかわかりませんが、1回で使うんですから、もう少し考えて使うべきではないかと僕は思いますよ。もっとこちらのほうにも力を入れてあげれば、この子供たちや子供を持つ親御さんたちが喜ぶんじゃないかと思えますわ。1回分の金額でこんなになりますから、補助金の動かし方で大分違うと思うんですよ。そこら辺をどういうふうに考えます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 教育委員会所管なんで、教育委員会のほうでいろいろな形でスポーツの予算というのは組んでまいります。その辺で私がこれは削るということも一切してませんし、そういう中では教育委員会が今後どうするかということは考えていくことかなあとは思います。

要望とか陳情とかっていうふうになると、それだったら行かないほうがええんかと。例えば同じメンバーというのは、ほとんどのところが会長以下副会長あたりの人が代表で行ってもらうと。1回目は、バス1台仕立てて、寄附も募って100万円ぐらいためてそういうこともやりました。全員参加してもらうようなこともやりました。そういうこともあって、今後そういうことではなかなかこういう要望で狭い場所へ入っていくのにできないということで代表者ということで、どこの自治体でもこういうことをやってるところはやっておられます。うちだけがそれは参加しないようにしようかと。太地町もそういう民間団体もございます。太地町の費用等も鑑みたときに、うちは決して多くの費用を使ってるとは考えておりません。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） でも、行ったから効果があるかないかっていうのは、確かに熱心にしてくれる、行ってくれるっていうのは大事なことだと思います。しかし、ここの団体に限って、これ全部そうですよ、これ。おまけに入れなくて帰ってきたって言ったじゃないですか。日帰りで帰ってきたと言ってなかった。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 11月2日の促進大会は、午前中に東京に着きまして、午後から約1時間程度大会が行われました。その後要望活動がなかったので、日帰りが可能でしたので、日帰りで帰りました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） わかりました。日帰りで帰ってきてくれて大変な思いをしたと思います、この方たちも。私が言うのは、これぐらいのお金がぱっと1回で飛びますから、何回もこうやって行くのが、それがすぐに直結するかといったら、この費用の1回分でこのスポ少の子供たちの1年間のグラウンド使用料ぐらい賄える金額までいくんで、できれば教育委員会のほうからあれば、これから子供たちや親御さんたちが要望していることを酌み取ってあげるほうがいいのではないかと、同じぐらいの金額ですね、言ってるんですけど、町長にそこら辺はどういうふうなお考えですかと聞いてるんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私としては、教育委員会の所管であって、所管のほうからそれなりの相当理由をつけて予算請求をしていただければ、その辺も考慮しながら予算づけをやっていければと思っております。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 私も来年度予算に向けて、教育委員会のほうもそうだと思いますが、子供を持つ親御さんや子供たちが少しでも楽しめるまちづくり、またそういう人たちが住みやすいまちづくりをつくっていくような行政にしていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中岩和子君） 荒尾議員の一般質問を終結します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時35分 延会